



特許協力条約 (PCT) に関するセミナーテキスト

世界的な特許取得のための制度

2025 年 4 月

国際事務局作成

目次

	頁
序	4
PCT 制度入門	5
PCT の流れ	10
PCT の基本事項	11
PCT 出願の提出	16
申立て	23
ePCT	27
代理人及び共通の代表者	41
優先権主張	46
国際出願に関する欠陥の補充	62
規則 92 の 2 に基づく変更の記録	73
受理官庁の役割	76
受理官庁としての国際事務局	79
国際事務局との最適な通信手段	86
国際調査機関 (ISA) による国際調査及び見解書	88
補充国際調査 (SIS)	94
国際予備審査の請求	103
国際予備審査	112
発明の単一性及び異議申立手続	120
国際事務局の役割	124
国際公開	127
公開後的一件書類の利用	135
PCT に基づく支払手数料	142
PCT における補正	149
国内段階への移行	154
取下げ	165
生物材料の寄託及び配列表に関する要件	167
国際出願の手続上の救済措置 (セーフガード)	177
2024 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正	183
2025 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正	184
2026 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正	186
最近の進展	187
PCT 関連情報及び問い合わせ先	198

序

このテキストは特許協力条約（PCT）に関するセミナーのサポート教材として世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局（スイス、ジュネーブ）によって作成されたものです。

テキスト内で使用される以下の用語及び表現は、次の意味として用いられています：

実施細則 (Administrative Instructions)	-	PCT 実施細則
条 (Article)	-	PCT における条
第 I 章 (Chapter I)	-	PCT 第 I 章
第 II 章 (Chapter II)	-	PCT 第 II 章
締約国 (Contracting State)	-	PCT 締約国
規則 (Regulations)	-	PCT 規則
規則 (Rule)	-	PCT 規則における規則
号 (Section)	-	PCT 実施細則における号

「国内 (national)」官庁、国内手数料、国内段階、国内手続等の記載は、「広域 (regional)」官庁（例 EPO）等を含むものとします。

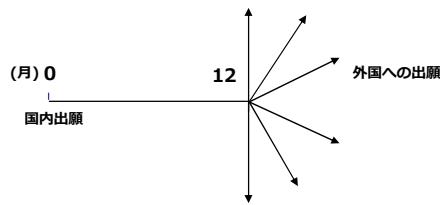
以下の略称・略号は、次の意味として用いられています：

ARIPO	-	アフリカ広域知的財産機関
DAS	-	優先権書類デジタルアクセスサービス
DO	-	指定官庁
EAPC	-	ユーラシア特許条約
EAPO	-	ユーラシア特許庁
EO	-	選択官庁
EPC	-	欧州特許条約
EPO	-	欧州特許庁/欧州特許機構
Euro-PCT	-	Euro-PCT 出願：出願された受理官庁に関係なく「EP」の指定を含む国際出願
IB	-	(世界知的所有権機関) 国際事務局
IPE	-	国際予備審査
IPEA	-	国際予備審査機関
IPRP (Chapter I)	-	特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章)
IPRP (Chapter II)	-	特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章)
ISA	-	国際調査機関
ISR	-	国際調査報告
OAPI	-	アフリカ知的財産機関
RO	-	受理官庁
SIS	-	補充国際調査
SISA	-	補充国際調査機関
SISR	-	補充国際調査報告
WIPO	-	世界知的所有権機関
WO of ISA	-	国際調査機関の画面による見解
WTO	-	世界貿易機関

このテキストは、特許協力条約（PCT）、PCT 規則及び PCT 実施細則の要件に基づいています。このテキストとこれらの要件との間に相違がある場合は、後者（要件）が適用されます。

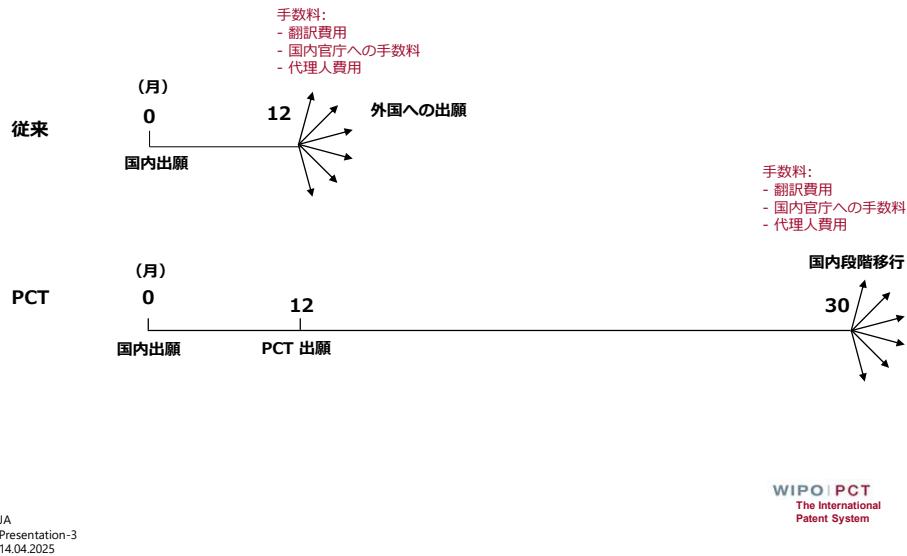


従来の特許制度



- 国内出願から12ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う複数の外国出願を行う必要がある：
 - 複数の様式上の要件
 - 複数の調査
 - 複数の公開
 - 複数の審査及び手続
 - 翻訳料及び国内手数料が12ヶ月の時点で要求される
- 地域的な協定によるある程度の合理化：
ARIPO、EAPO、EPO、OAPI

従来の特許制度 vs. PCT 制度



PCT 制度

国内出願から12ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う PCT 国際出願を行う。「国内段階」への移行期限は、優先日から30ヶ月以内*:

- 1セットの様式上の要件
- 国際調査
- 国際公開
- 国際予備審査
- 国内段階へ移行する前に、国際出願を整えることができる
- 翻訳料及び国内手数料は30ヶ月*の時点で、しかも出願人が国内段階への移行を望む場合のみ必要

* 例外については、次の URL を参照
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

WIPO | PCT
The International Patent System

PCT 制度の一般的注意事項 (1)

- PCT 制度は特許の「出願」制度であって、特許の「付与」制度ではない; 「PCT 特許」というものは存在しない
- PCT 制度は次のように構成されている
 - 国際段階:
 - 国際出願の提出
 - 国際調査及び国際調査機関の見解書
 - 国際公開
 - 国際予備審査
 - 指定官庁に対する国内/広域段階
- 特許付与の決定は、国内段階において、国内官庁又は広域官庁によって独自に行われる

PCT 制度の一般的注意事項 (2)

- PCT を通して、発明のみが特許、実用新案、類似の権利への適用により保護される
- 意匠及び商標の保護は、PCT を通しては得られない；これらの工業所有権の保護を扱う別の国際条約（それぞれハーグ協定、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書）がある
- PCT はパリ条約等の工業所有権分野の国際条約と同じように WIPO によって管理されている

PCT締約国 (158)

広域保護又は国内保護(表示のない場合)のための指定が可能な国

EA ユーラシア特許

AM アルメニア
AZ アゼルバイジャン
BY ベラルーシ
KG キルギス
KZ カザフスタン
RU ロシア連邦
TJ タジキスタン
TM トルクメニスタン
* 広域特許のみ
1 2008年1月1日より前(HRに対して)、2009年1月1日より前(MKに対して)、2010年5月1日より前(ALに対して)、2010年10月1日より前(RSに対して)に提出された出願については引き続き拡張協定が適用可能
2 2020年7月1日以降に提出された国際出願に限る
3 2022年10月1日以降に提出された国際出願に限る; 2022年10月1日より前に提出された出願については引き続き拡張協定が適用可能

JA Presentation-7
14.04.2025

EP 欧州特許

AL アルバニア ¹
AT オーストリア
* BE ベルギー
BG ブルガリア
CH スイス
* CY キプロス
CZ チェコ共和国
DE ドイツ
DK デンマーク
EE エストニア
ES スペイン
FI フィンランド
* FR フランス
GB 英国
* GR ギリシャ
HR クロアチア ¹
HU ハンガリー
* IE アイルランド
IS アイスランド

IT イタリア ²
LI リヒテンシュタイン
* LT リトアニア
LU ルクセンブルグ
* LV ラトビア
* MC モナコ
* ME モンテネグロ ³
MK 北マケドニア ¹
* MT マルタ
* NL オランダ
NO ノルウェー
PL ポーランド
PT ポルトガル
RO ルーマニア
RS セルビア ¹
SE スウェーデン
* SI スロベニア
SK スロバキア
* SM サンマリノ
TR トルコ

WIPO | PCT
The International Patent System

PCT 締約国 (158) (続き)

広域保護又は国内保護(表示のない場合)のための指定が可能な国

AP ARIPO 特許

BW ボツワナ
CV カーボ・ベルデ
GH ガーナ
GM ガンビア
KE ケニア
LR リベリア
LS レソト
MW マラウイ
MZ モザンビーク
NA ナミビア
RW ルワンダ
SC セーシール
SD スーダン
SL シエラレオネ
ST サントメ・プリンシペ
* SZ エスワティニ
TZ タンザニア連合共和国
UG ウガンダ
ZM ザンビア
ZW ジンバブエ

JA Presentation-8
14.04.2025

OA OAPI 特許

* BF ブルキナファソ
* BJ ベナン
* CF 中央アフリカ共和国
* CG コンゴ
* CI コートジボワール
* CM カメルーン
* GA ガボン
* GN ギニア
* GQ 赤道ギニア
* GW ギニアビサウ
* KM コモロ
* ML マリ
* MR モーリタニア
* NE ニジェール
* SN セネガル
* TD チャド
* TG トーゴ

* 広域特許のみ

WIPO | PCT
The International Patent System

PCT 締約国 (158) (続き)

国内保護 (表示のない場合) のための指定が可能な国

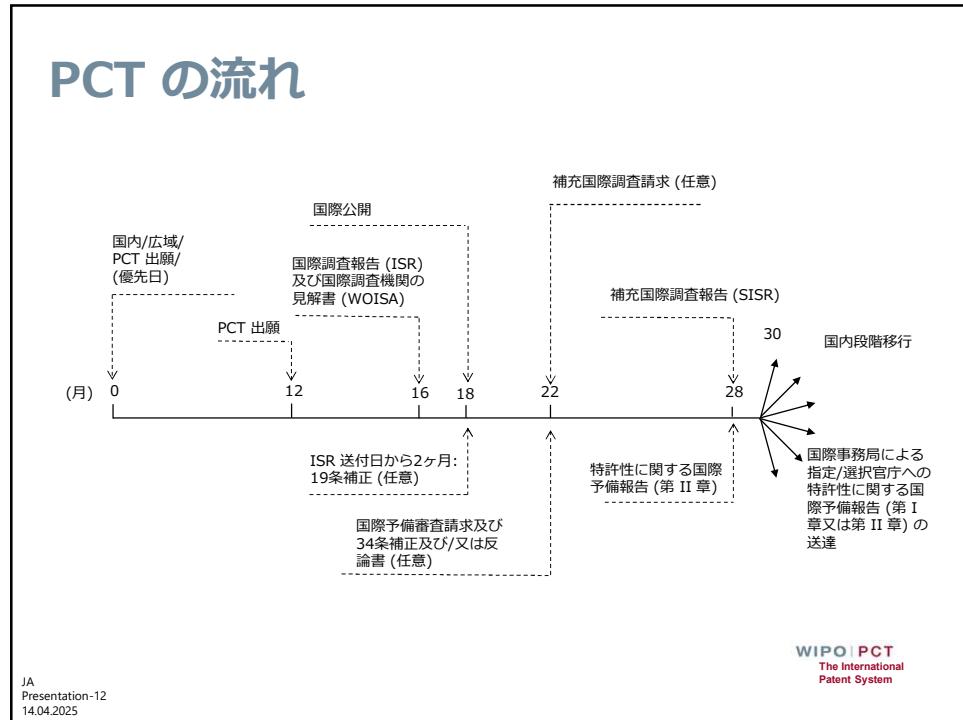
AE アラブ首長国連邦	ID インドネシア	MY マレーシア
AG アンティグア・バーブーダ	IL イスラエル	NG ナイジェリア
AO アンゴラ	IN インド	NI ニカラグア
AU オーストラリア	IQ イラク	NZ ニュージーランド
* BA ボスニア・ヘルツェゴビナ	IR イラン・イスラム共和国	OM オマーン
BB バハマ	JM ジャマイカ	PA パナマ
BH バーレーン	JO ヨルダン	PE ベルギー
BN ブルネイ・ダルサラーム	JP 日本国	PG パプアニューギニア
BR ブラジル	KH カンボジア	PH フィリピン
BZ ベリーズ	KM コモロ連合	QA カタール
CA カナダ	KN セントクリストファー・ネイビス	SA サウジアラビア
CL チリ	KP 朝鮮民主主義人民共和国	SG シンガポール
CN 中国	KR 大韓民国	ST サントメ・プリンシペ
CO コロンビア	KW クウェート	SV エルサルバドル
CR コスタリカ	LA ラオス人民民主共和国	SY シリア・アラブ・共和国
CU キューバ	LC セントルシア	TH タイ
CV カーボ・ベルデ	LK スリランカ	** TN チュニジア
DJ ジブチ	LY リビア	TT トリニダード・トバГО
DM ドミニカ	** MA モロッコ	UA ウクライナ
DO ドミニカ共和国	** MD モルドバ	US アメリカ合衆国
DZ アルジェリア	MG マダガスカル	UY ウルグアイ ('25年1月7日~)
EC エクアドル	MN モンゴル	UZ ウズベキスタン
EG エジプト	MU モーリシャス ('23年3月15日~)	VC セントビンセントおよびグレナディーン諸島
GD グレナダ	MX メキシコ	VN ベトナム
** GE ジョージア ('24年1月15日~)	*	WS サモア
GT グアテマラ	** 欧州特許の拡張が可能	ZA 南アフリカ
HN ホンジュラス	** 欧州特許の有効化が可能	

JA
Presentation-9
14.04.2025

PCT 締約国ではない国々 (35)

アフガニスタン	ハイチ	ソマリア
アンドラ	キリバス	南スーダン
アルゼンチン	レバノン	スリナム
バハマ	モルディブ	東チモール
バングラデシュ	マーシャル諸島	トンガ
ブータン	ミクロネシア	ツバル
ボリビア	ミャンマー	バヌアツ
ブルンジ	ナウル	ベネズエラ
コンゴ民主共和国	ネパール	イエメン
エリトリア	パキスタン	
エチオピア	パラオ	
フィジー	パラグアイ	
ガイアナ	ソロモン諸島	

JA
Presentation-10
14.04.2025



PCT 第22条(1)に基づく国内移行期限 (30ヶ月)との不適合

- 以下の締約国の官庁が、変更されたPCT 第22条(1)が国内法に適合しない間、第I章に基づく30ヶ月の移行期限（2002年4月1日発効）を適用しない旨を国際事務局に通知している：

LU ルクセンブルグ
TZ タンザニア連合共和国

- 上記の締約国に関して、広域特許のために指定された場合、移行期限は31ヶ月
- 上記の締約国に関して、19ヶ月以内に国際予備審査請求がなされなければ、優先日から20又は21ヶ月以内に国内段階に移行しなければならない

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-13
14.04.2025



PCT の基本事項

- 国際出願
- 国際出願日
- 出願人
- 管轄受理官庁及び管轄国際調査機関

国際出願

- 全ての締約国（全ての種類の保護が可能）の指定をデフォルトで含み、通常の優先権主張を伴うことが可能な一つの出願を行うのみ
- それぞれの指定国において通常の国内出願の効果が得られる（優先日の確立を含む）；国際出願日はそれぞれの指定国における出願日となる
- 一つの言語で出願
- 一つの官庁に対して出願
- 一セットの様式上の要件
- 優先日から30ヶ月まで国内手続の後倒し（例外は次を参照
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html）

国際出願日の認定のための最小限要件 (第11条(1))(1)

- 国際出願に少なくとも次のものが含まれていなければならない：
 - 国際出願をする意思の表示
 - 全ての可能な指定の効果がある願書（第4条、規則3及び4.9）
 - 出願人の氏名又は名称（規則4.5）
 - 明細書（規則5）
 - 請求の範囲（規則6）

国際出願日の認定のための最小限要件 (第11条(1))(2)

- 留意事項: 以下のいずれかの場合、受理官庁はさらなる手続のため国際出願を受理官庁としての国際事務局に送付する (規則 19.4)
 - 出願人の住所又は国籍の理由のため受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人が一人もいない場合 (規則 18 及び 19)
 - 国際出願が受理官庁が認める言語で行われていない場合 (規則 12.1)

国際出願日の認定に必要のない項目

- 手数料の支払い
- 出願人の署名
- 発明の名称
- 要約
- 図面 (図面の欠落については、第14条(2)及び規則 20.5 参照)
- 調査又は国際公開の言語への翻訳

PCT 出願人 (第9条 及び 規則 18)

- 出願人は自然人 (例えば発明者)、又は法人 (例えば、企業、大学、NGO) (2012年9月16日以降、米国についても該当する)
- 異なる指定国について異なる出願人を記載することができる (規則 4.5(d))
- 出願人のうち少なくとも一人がPCT締約国の国民又は居住者でなければならない (規則 18.3)

国際出願の出願先 (規則 19)

- 国内官庁に対して
- WIPO 国際事務局に対して
- 広域官庁に対して

詳細は、PCT 出願人の手引 国際段階の一般情報、附属書B1、B2を参照

受理官庁の選択

検討事項:

- 許容される出願言語
- 国際調査機関の選択
- 優先権の回復の基準及び支払手数料
- 引用による補充の可能性
- 変換前の形式による出願の許容

管轄国際調査機関 (規則 35)

- 管轄 ISA は RO によって特定される
- RO が二以上の ISA を特定している場合、出願人がいずれかを選択:
 - 選択にあたって、出願人は ISA によって認められる言語を考慮しなければならない (特定の場合、国際調査のために国際出願の翻訳文を要求される (規則12.3))
- RO/IB に対して国際出願が行われる場合、国際出願が出願人の国籍又は住所に基づいて管轄 RO にされたとしたならば管轄したであろう ISA が管轄する
- ISA の選択は願書に表示する (第 VII 欄)



国際出願を構成する要素

- 願書 (第 3 条 (2))
- 明細書 (第 3 条 (2))
- 一以上の請求の範囲 (第 3 条 (2))
- 要約 (国際出願日に影響することなく後から提出可能)
(第 3 条 (2) 及び 第 3 条 (3))
- 図面 (必要な場合) – 後から提出する場合一定の条件に従い、国際出願日が繰り下がる可能性あり (第 3 条 (2) 及び 第 14 条 (2))
- 明細書の配列表部分 (必要な場合) (規則 5.2 (a))
- 寄託された微生物又は他の生物材料に関する表示 (いくつかの指定官庁 (例えば日本) は、国際出願日における明細書内又は国際出願内にその表示をすることを要求している) (規則 13の2)

国際出願に付属する要素

- 国際調査又は国際公開のための国際出願の翻訳文（必要な場合） – 国際出願日に影響することなく後から提出可能（規則 12.3 及び 12.4）
- 別個の委任状又は包括委任状の写し – 国際出願日に影響することなく後から提出可能（規則 90.4 及び 90.5）
- 優先権書類 – 国際公開日までに提出可能（規則 17.1）
- 実施細則の附属書Cに定める基準を満たす電子形式による配列表 – 遅延提出手数料の支払いを条件として（必要な場合）、国際出願日に影響することなく後から ISA に直接提出可能（規則 13の3）
- 国際出願の一部でない寄託された生物材料への別個の言及、例えば、様式 PCT/RO/134（規則 13の2）

願書 (1)

- 国際出願の電子出願
 - ePCT 出願
 - 受理官庁によって提供される他の出願手段

願書 (2)

- 印刷された願書様式 (様式 PCT/RO/101)
 - インターネットから入手可能
(<http://www.wipo.int/pct/en/forms>)
- コンピュータで作成した願書 (規則3.1及び3.4、実施細則第102号(h))
 - 社内コンピュータシステムとの統合のため
 - レイアウト及び内容は印刷された様式に対応しなければならない
(若干の調整は許容される)

国の指定に関する概念及び運用 (規則 4.9)

- 全ての PCT 締約国の自動的かつ包括的な指定
 - 包括的指定の例外がDE、JP、KRに対して可能 ('自己指定'に関する特別の規定を有する国)
 - 国際出願が該当国に出願された先の出願に基づく優先権主張を含む場合にのみ指定を除外することが可能
 - さもなければ、指定の取下げが可能
- 保護の種類の選択を国内段階移行まで先延ばしすることが可能
(例: 特許又は実用新案、国内又は広域特許)
- 原出願 ("Parent") の情報 (継続出願、追加特許) は調査目的で PCT 願書に含めることができる

先の調査の結果の利用 (規則 4.12)

- 出願人は、ISA に対し、国際調査を行うにあたり先の調査の結果を考慮することを請求することができる
 - どのように？ 願書様式の適切な欄に記入することにより
- ISA がそのような先の調査結果を考慮する限りにおいて、調査手数料が減額される可能性がある
 - 詳細については、国際事務局と ISA/IPEA 間の取決めを参照
www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

先の調査及び/又は分類結果の RO による ISA への送付 (規則 12の2、23の2、41) (1)

- 出願人が、規則 4.12 に基づき ISA に対して先の調査の結果を考慮することを請求しなかった場合であっても、RO は出願人の明示的な承諾なしに先の出願の調査/分類結果を送付する
- 例外:
 - RO/DE、RO/FI、RO/SE に出願する出願人は、PCT 出願の出願時に願書様式の適切なボックスをチェックすることにより、先の調査の結果を ISA へ送付しないことを請求することができる

先の調査及び/又は分類結果の RO による ISA への送付 (規則 12の2、23の2、41) (2)

■ 例外: (続き)

- そのような送付が、適用される国内法令に適合しない旨を IB へ通知した RO は、出願人が願書様式の適切な欄をチェックすることにより明示的に承諾を与えた場合にのみ、先の調査及び先の分類の結果を ISA に送付する (関係する RO: AU、CZ、FI、HU、IL、JP、NO、SE、SG、US)
- 先の PCT 出願について優先権主張がされ、先の国際調査が異なる ISA によって行われた場合、RO は、出願人が願書様式の適切な欄をチェックすることにより明示的に承諾を与えた場合にのみ、先の調査及び先の分類の結果を ISA に送付する

願書の署名 (1) (規則 4.15、26.2の2 (a))

- 原則として、願書は「出願人」又は「出願人及び発明者」として記載された全ての者 (法人又は自然人) によって署名されなければならない

ただし、出願人のうち一人だけが署名した場合であっても、他の出願人の署名の欠落は欠陥としてみなされない

注意事項として、取下げに関する通知に関しては、全ての出願人による、又は全ての出願人の代理人による署名が必要とされる (出願人及び発明者を含む)

なお、指定官庁は、当該指定官庁に対する出願人であって、願書に署名をしていない出願人について、署名によって国際出願の確認を要求することができる

願書の署名 (2) (規則 4.15、26.2の2 (a))

- 出願人として記載されていない者による署名
(FOR---ON BEHALF OF---AS AUTHORIZED SIGNATORY OF)
受理官庁が適用する国内法令による:
 - 出願人が法人である場合における、法人の代表者又は従業員（代表者又は従業員は、弁理士又は特許代理人である必要はない）
 - 出願人が法律行為能力を有しない自然人である場合の法定代理人
 - 出願人が倒産した企業である場合の法定代理人
- 「発明者のみ」と表示された者は、願書に署名する必要はない

願書の署名 (3) (規則 4.15、26.2の2 (a))

- 願書が出願人ではなく代理人によって署名されている場合には、全ての出願人によって署名された別個の委任状を提出しなければならない（つまり別個の委任状の正本又は包括委任状の写し）

ただし、複数ある出願人のうちの一人の署名による委任状が提出された場合には、他の出願人の署名による委任状の欠落は欠陥とはみなされない

なお、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出要件を放棄している受理官庁がある

国際出願の様式上の要件 (規則 11) (1)

- 全ての用紙は A4 サイズの紙 (規則 11.5)
- 行の間隔: 明細書、請求の範囲、要約の頁は、1.5文字の幅 (規則 11.9(c))
- 明細書、請求の範囲、要約、図面における最小及び最大の余白 (規則 11.6)
- 出願人又は代理人の書類記号の表示 (規則 11.6(f) 及び 実施細則 第109号)
 - 最大25文字 (半角英数字)
 - 用紙の上部余白の左隅
 - 用紙の上端から1.5 cm 以内

国際出願の様式上の要件 (規則 11) (2)

- 用紙の頁番号付与 (規則 11.7、実施細則第207号及び第311号)
 - 用紙の上端又は下端の中央で、余白に入らないこと
 - 4つの番号系列: 願書
明細書、請求の範囲、要約
図面 (必要ならば)
明細書の配列表部分 (必要ならば)
- 図面特有の要件 (規則 11.13)

推奨: 図中に文言を書かない (国内段階での翻訳の問題を避けるため)

明細書の各事項の見出し (規則 5 及び 実施細則第204号)

- 技術分野
- 背景技術
- 発明の開示、又は発明の概要
- 図面の簡単な説明
- 発明を実施するための最良の形態、又は該当する場合は、
発明を実施するための形態
- 産業上の利用の可能性
- 配列表
- 配列表のフリーテキスト

JA
Presentation-37
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 申立て



規則 4.17に基づく申立て

- 目的：国際段階において、特定の国内段階の要件を先取りして行うことができるようとする（規則 51の2.2）
- 願書に含めるか、後で提出するかは選択可能
- 申立ては、以下の項目に関する（規則 4.17）：
 - 発明者の特定
 - 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格
 - 先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格
 - 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合のみ）
 - 不利にならない開示又は新規性喪失の例外

形式要件

- 申立ては、実施細則第211号乃至第215号に記載の標準文言で構成されなければならない
- 申立てがなされたならば、指定/選択官庁は資料や証拠を求めることはできない
 - ただし、その官庁がその申立ての真実性に合理的な疑義をもつ場合を除くほか、
 - 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関しては証拠が求められる場合がある

発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv)） (米国を指定国とする場合のみ)

- 2012年9月16日以降、新しい標準文言（実施細則第214号を参照）
- 全ての発明者について、同じ申立てに名前を記載する必要がある
- 申立てには全ての発明者によって署名と日付が記載されなければならない
- 各発明者の署名は同一の完全な申立ての写しである異なる用紙にされてもよい
- 署名は原本である必要はない（FAXコピー）
- DO/USは、国際出願が押印を署名として受け付けている受理官庁に提出された場合、押印を署名として受け付ける

申立ての追加又は補充（規則 26の3）

- 出願人は、規則 4.17に基づいてなされた申立ての補充又は追加をすることができます
- 期限：優先日から16ヶ月が経過するまで（16ヶ月経過後であっても国際公開の技術的準備の完了する前に国際事務局に申立てが受理された場合には認められる）
- 受理官庁又は国際事務局は、要件に従った記載がなされていない場合、又は、発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv)）において要件に従って署名がなされていない場合には、出願人に申立ての補充を求めることができる

申立ての公開

- 適切な期限内に受理された申立ては、公開された国際出願の表紙で言及される
- 申立て全文は国際出願の一部として公開される

規則 4.17に基づく申立て: その他の事項

- 国内様式は標準文言に従っていないので、国際段階の申立てのために国内様式を使ってはいけない（例えば、発明者である旨の申立て/委任状を組み合わせたもの）
- 申立てが国際出願日以降に提出された場合、追加ページ分の手数料は要求されない
- 欠陥のある申立てが国際段階の間に補充されない場合:
 - 国際事務局での申立てに関する手続に影響はない
 - 指定/選択官庁は欠陥のある申立てを受け入れる可能性もある
- 申立ての取下げに関する規定はない



The background features a stylized graphic of overlapping grey and white curved bands forming a dynamic, flowing pattern. In the upper right corner, the WIPO PCT logo is displayed, consisting of a circular emblem with red and blue horizontal stripes above the text "WIPO | PCT" and "The International Patent System".

■ ePCT – PCT出願の提出と管理のための
WIPOオンラインシステム
<https://pct.wipo.int>

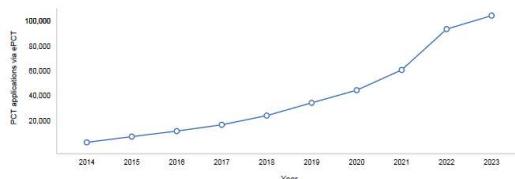
WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

目次

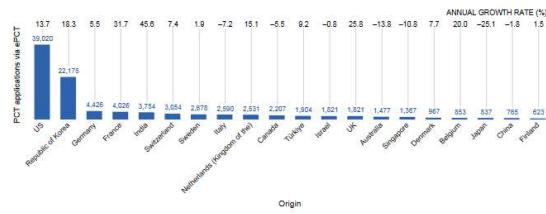
- ePCTの概要
- コネクション / アクセス権
- ePCT-Filing
- ePCTのアクション機能
- ePCTの一般的な機能
- サポート情報

ePCT統計情報 (2023年)

- 2023年にePCTを利用して提出されたPCT出願は10万5,000件近くに達した(前年比11.6%増)



- ePCT出願の上位5ヶ国:米国、韓国、ドイツ、フランス、インド



JA
Presentation- 47
15.03.2025

出所: 2024年PCT年次報告

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

ePCT出願の割合 (2024年)

- RO/IB = 93% (+1%)
- RO/US = 76% (+3%)
- RO/EP = 60%
- RO/CH = 95%
- RO/BR = 98% (-1%)
- RO/AP, AU, CA, CL, CR, CU, DO, DZ, EC, GE, IL, IN, IQ, IR, IS, JM, JO, KE, KR, LT, LV, MU, MY, NZ, PH, PT, QA, SG, SY, TN, TR, UG, UZ = 100 % もしくは99.5%以上

JA
Presentation- 48
15.03.2025

* 2025年1月31日時点の統計

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

ePCTとは (1)

- WIPOが出願人と官庁にPCTオンラインサービスを提供するために開発したWebポータル (<https://pct.wipo.int>)
- ユーザインターフェイスはPCT公開言語の全10言語で利用可能
- 国際事務局で管理されるPCT出願について、直接かつ安全に手続を行うことができる
- 90のPCT受理官庁に対してePCTを利用して出願が可能
- 出願人は国際事務局 (IB) 及びePCT参加庁に対して、様々なPCT手続をオンラインで提出できる ("アクション"機能)

ePCTとは (2)

- 安全な官庁用アカウントでは、RO、ISA、IPEA、DOの役割ごとにアクセス権が設定され、アクセス権に応じてePCT上でPCT出願にアクセス可能
- WIPOが提供するePCT官庁サービスを通じて通常のPCT業務でePCTを利用する官庁が増加中
- 「官庁プロフィール」ページに、各官庁のePCT対応状況やその他の参考情報を掲載
<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/OfficeProfile.xhtml>

ePCTとは(3)

- WIPOユーザーアカウントにログインすることで、ePCTを含むWIPOのオンラインサービスの利用が可能
- 2種類のアクセスレベル
 - 高度な認証なしでログインした場合 ('パブリック'アクセス)
 - WIPOユーザーアカウントのユーザー名 + パスワード
 - 高度な認証を用いてログインした場合 ('プライベート'アクセス)
 - WIPOユーザーアカウントのユーザー名 + パスワードに加えて、高度な認証によるログイン

ePCT – 高度な認証なし

- 限定的な機能 (IBへの送信のみ)
 - 書類の送信 (ドキュメントアップロード)
 - ePCTメッセージ
 - 条約第19条に基づく補正の提出 (テキスト形式のみ)
 - 規則92の2に基づく変更届 (公開済みの出願)
 - 第三者情報提供
- 紙での書類提出の代替手段として実用的

ePCT – 高度な認証あり

- 機密データや書類へのアクセス (公開前の出願も含む)
- ePCTの全機能を利用可能 (データの即時検証機能を含む)
 - 新規PCT出願の作成・提出
 - 様々な手続の請求をオンラインで提出できる"アクション"機能
 - 国際事務局 (IB) や ePCT参加庁 (RO、ISA、IPEA) に中間書類を提出
 - 自動通知や期限の警告通知を設定可能

高度な認証方法

- ベストプラクティス: 少なくとも 2 つの認証方法を設定しておく
 - プッシュ通知: モバイル端末に ForgeRock Authenticator アプリをインストールし、プッシュ通知を受信
 - アプリ: モバイル端末の認証アプリ(Google Authenticatorなど)でワンタイムパスワード (OTP) を生成 (モバイル端末が使用できない場合はPCの認証アプリ (例: WINAUTH) を使用可)
 - SMS: 携帯電話でワンタイムパスワードが記載されたSMSメッセージを受信、または固定電話でワンタイムパスワードを受信
 - WIPOから電子証明書を取得しアップロード
- ePCTヘルプページから、設定方法の解説やビデオチュートリアルが利用可能
<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq?id=4367475>

コネクション機能 (1)

- ePCT上でPCT出願へのアクセス権を共有するための最初のステップ

- 高度な認証設定済みのユーザーアカウント間でコネクションを確立
- コネクション数に上限なし



コネクション機能 (2)

- コネクションの管理は、WIPOユーザーアカウントのアカウント情報ページから行う
 - ナビゲーションバーに表示される自分のユーザ名をクリックし、ドロップダウンメニューから<WIPOユーザーアカウント情報>のメニューを選択して移動

The screenshot shows the WIPO IP Portal interface. At the top right, the user's name 'Akiko' is displayed with a dropdown arrow, which is highlighted with a red box. Below it, a sub-menu is open with the option 'WIPO ユーザ アカウント情報' also highlighted with a red box. Other menu items include '利用履歴', 'WIPO アカデミー ダッシュボード', 'アクセス権コードの生成', 'IP Portal ダッシュボード', 'PCT 関連資料', 'お気に入り' (with a toggle switch), '官庁プロフィール', 'アドレス帳', and 'ログアウト'. In the center of the page, there is a large button labeled 'コネクション' with a sub-button 'コネクションの管理' below it, both of which are also highlighted with red boxes. The bottom of the slide contains the presentation details: 'JA Presentation- 56' and '15.03.2025' on the left, and 'WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY' and the 'WIPO | PCT' logo on the right.

アクセス権の種類

■ eOwner

- ePCT上でPCT出願を完全に管理できる
- 候補：出願人、代理人、その他の個人

■ eEditor

- アクセス権の付与や管理はできないが、全ての手続を実行可能

■ eViewer

- 閲覧とダウンロードのみ可能
- ベストプラクティス：
常に少なくとも2人のeOwnerを各出願に設定しておく

アクセス権

■ 各ユーザのアクセス権

■ アクセス権グループ

■ アクセス権を共有するアクセス権グループの設定

- 新規国際出願の作成時
- 既存の出願の複製時
- EPO online filing や JPO PAS からの出願に伴うアクセス権コードの申請時
- アクセス権の編集時

ePCT出願によるアクセス権取得

- ePCTで出願する場合は、アクセス権を自動的に取得できる
- コネクション相手にアクセス権を付与できる（出願前も可能）
- アクセス権グループを事前に設定しておくことで、設定に基づくアクセス権付与も可能

ePCT出願

- WIPOユーザーアカウントのユーザー名とパスワード、さらに高度な認証方法を使ってePCTにログインする
- "新規国際出願を作成"をクリックする



- 画面に表示される手順に従いデータを入力することで、一部のデータを再利用でき、入力作業を簡略化できる
- ePCT出願に関する詳細情報は以下を参照
<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq?id=4366154>

ePCTでの直接出願に87受理官庁が対応

- ePCTに**全てのデータ**及び書類がアップロードされ、ePCTによるデータ検証が行われる
- 受理官庁のサーバーまたはIBのホストサーバーに送付
- RO/IB以外の受理官庁に対する手数料の支払いは、ePCTで実行できない

US、IL、CAへの出願は2段階の手順

- RO/US (米国)
 - ePCTで書誌情報データ (願書) のZIPファイルを作成する
(添付書類なし)
 - ZIPファイルと関連書類をPatent Centerにアップロードする
- RO/IL (イスラエル)
 - RO/USの場合と同様
 - イスラエル特許庁 (ILPO) のサイトにアップロードする
- RO/CA (カナダ)
 - ePCTで書誌情報データのファイルと関連書類を作成する
 - カナダ知的財産庁 (CIPO) のサイトにアップロード

RO/USに対するePCT出願

- PCT願書 (PCT/RO/101) を作成してデータ検証を行い、ZIPファイル形式でダウンロードしてUSPTOのPatent Centerで使用することが可能
- 書類は添付できないので、ePCTで作成した関連書類(例: RO/134、委任状)は、PDF形式でダウンロードしてからPatent Centerにアップロードする必要がある
- 明細書、請求の範囲、要約及び(該当する場合は)図面のページ数の記入
- ePCTとPatent Centerを併用してRO/USへ出願
<https://www.wipo.int/en/web/ippotal-support/epct-user-guide/faq?id=4365769>

US、IL、CA向けデータパッケージのダウンロード

- 暫定的な下書きの写し(提出不可)をZIPファイルまたは単一PDFファイル形式でダウンロード可能(外部の署名取得などのため)
- 出願書類が完成したら、“確認してパッケージを作成”機能を使いパッケージをダウンロードし、受理官庁(RO)のウェブサイトにアップロードする
- ePCTのデータ検証結果の有効性を保つため、可能な限り、同日中にROのウェブサイトにアップロードすることが望ましい
 - 後日にアップロードする場合は、検証結果の有効性が保たれない可能性があることに留意
 - 出願時に忘れずに.zipか.zg1ファイルをROのウェブサイトにアップロードする

書類

- 国際事務局で記録・保管されている書類に加えて、ROやISA、IPEAとしてのePCT参加庁に対して提出した書類も閲覧可能

JA
Presentation- 65
15.03.2025

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

アクション機能

- ePCTで利用可能なアクション機能の全てにアクセスするには、高度な認証を用いてログインし、出願に対してeOwner/eEditorとしてのアクセス権を取得する必要がある

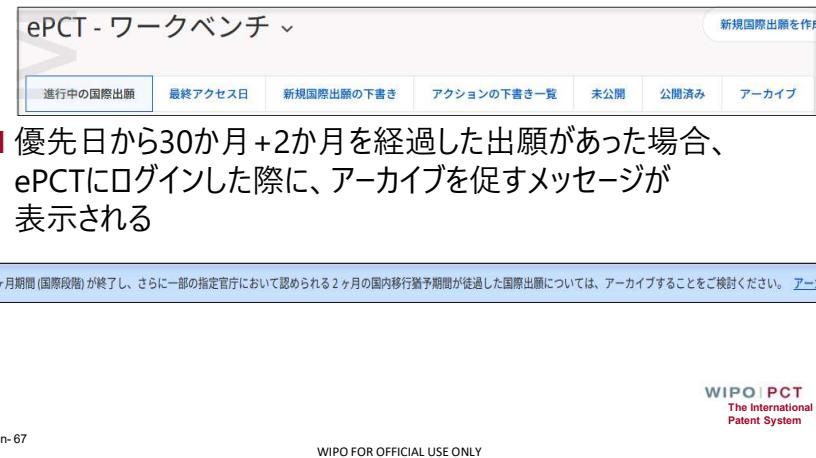
JA
Presentation- 66
15.03.2025

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

ワークベンチの機能

- ショートカットボタンを使って予め設定された7種のフィルタを適用し、ステータスごとに出願を表示できる



タイムラインとePCT通知

- 期限への注意喚起のため、画面上部にスイス・ジュネーブの日付と時刻が表示される
- PCTの各種期限をチャート形式で図示
- 主要な期日の一覧
- 期限の大半について、電子メール通知を設定可能 (通知設定)
 - PCT出願のライフサイクルにおいて通知を受けたいイベントを設定可能
 - 通知方法の種類 (電子メール、ePCT上の通知、または両方)

JA
Presentation- 68
15.03.2025

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International Patent System

ビジネス・コンティニュイティ・サービス

■ ビジネス・コンティニュイティ・サービス (BCS)

<https://pctcs.wipo.int>

- **重要:** BCSは、ePCTが技術的な理由で不通の場合か、またはユーザがWIPOユーザアカウントを使ってePCTにログインできない場合にのみ利用できるサービスで、あくまで予備的手段として提供される
- 可能な限りePCTを利用 (データ検証を含む様々な機能を具備)

■ 90の受理官庁に対して出願を提出可能

■ 中間書類のアップロードはIBに対してのみ可能

<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq?id=4366142>

ePCTチュートリアル解説動画

■ <https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>

WIPO

IP Portal login

Understand & Learn ▾ Find & Explore ▾ Protect & Manage ▾ Partner & Collaborate ▾ About WIPO ▾

Home > PCT System

ePCT Video Tutorials for Applicants

Watch our ePCT video tutorials to learn how to use ePCT to file and manage PCT applications, upload documents to the International Bureau and participating IP Offices, prepare and submit online Actions after filing, etc.

ePCT video tutorials are currently available in English only.

Related Link

- ePCT Video Tutorials

Table of contents

WIPO Account

A single WIPO account gives access to many of WIPO's online services by signing in with Username + Password. Adding strong authentication to a WIPO Account is required for obtaining access to confidential data and documents in ePCT and to prepare, file and manage PCT applications.

Access Rights

ePCT Actions

ePCT General Features

ePCT Filing in Docx format

What's new in ePCT

ePCT Tutorial

Forget Username
and/or Password?

ePCT Tutorial

Strong Authentication
- APP & SMS

ePCT Tutorial

Push Notification

ePCT Tutorial

Best practice with your
WIPO Account

ePCTデモモード

- ePCTデモモードへのリンク: <https://pctdemo.wipo.int>
- ePCTに触れ、習熟することができるデモ環境
- ePCTデモモードでは、機密情報や重要なデータを使用しないよう注意が必要
- デモ版を正式版と間違えて使用しないよう注意が必要

ePCTに関するお問い合わせ先 (1)

- ePCTの画面上部のナビゲーションバーに表示されるヘルプメニューを利用
<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq>
 - よくある質問 (FAQ) とユーザサポート資料
 - ヘルプ情報のデータベース (FAQのトピックを検索可能)
 - ePCTウェビナーの録画アーカイブ
 - ePCTチュートリアル解説動画
 - PCT参照データ検索:
<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/home.xhtml>
 - 官庁プロフィール情報、各官庁の閉庁日、手数料等の、システムが検証に用いる各種情報

ePCTに関するお問い合わせ先 (2)

■ PCT eServices ヘルプデスク

□【電話】+41-22-338-9523

□ E-mail: pct.eservices@wipo.int

□ 月曜日から金曜日の午前9時から午後6時 (CET: 中央ヨーロッパ時間)

JA
Presentation- 73
15.03.2025

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 代理人及び共通の代表者

代理人 (規則 90)

■ 誰を代理人として選任できるか？

- 受理官庁に対して、業として手続をとる権能を有する者（弁護士、弁理士等）は誰でも、国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関に対して手続をとる権能を有する（第49条）
- 国際調査機関及び/又は国際予備審査機関に対して業として手続をとる権能を有する者は、特に当該国際調査機関又は国際予備審査機関に対する手続を行う代理人として選任されることができる（規則 90.1(b) 及び (c)）
- 復代理人は、代理人によって選任される（規則 90.1(d)）

■ 誰が共通の代理人か？

- 全ての出願人によって選任された代理人

共通の代表者 (規則 90)

■ 誰を共通の代表者として選任できるか？

- 国際出願を行う資格のある（すなわち PCT 締約国の国民又は居住者である）出願人のうちの一人が、共通の代表者として他の全ての出願人により選任されることができる
- 共通の代理人又は共通の代表者が選任されていない場合は、願書で最初に名前が記載され、かつ、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人が、自動的に共通の代表者と「みなされる」

代理人及び共通の代表者 (規則 90)

- 共通の代理人又は共通の代表者による(又は対する)行為は、以下の場合を除いて、関係出願人による(又は対する)行為としての効果をもつ:
 - 「みなされた」共通の代表者による取下げの行為
(規則 90.3(c) 及び 90の2.5)
 - 受理官庁が委任状提出を求めておらず(規則 90.4 及び 90.5)、全ての出願人により署名された委任状を提出していない場合における、代理人又は共通の代表者による取下げの行為(規則 90の2.5)

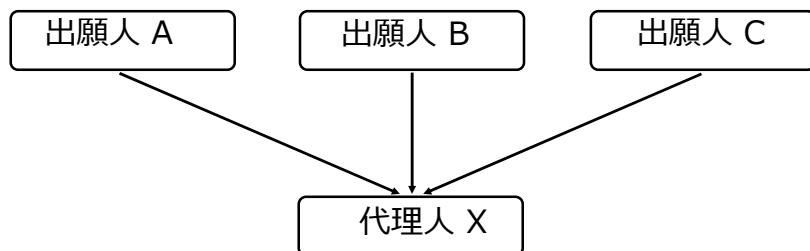
代理人及び共通の代表者の選任 (規則 90.4 から90.6)

- 代理人及び共通の代表者は以下のいずれかの方法で選任することができる:
 - 願書又は(第II章の手続に対しては)予備審査請求書において
 - その国際出願に対応する別個の委任状において
 - 出願人の名義で提出された全ての国際出願に対する包括委任状において
- 包括委任状は、受理官庁、又は場合によって国際調査機関もしくは国際予備審査機関に提出する
- 代理人の解任及び代理人の辞任については、規則 90.6を参照

委任状提出要件の放棄 (規則 90.4(d) 及び 90.5(c))

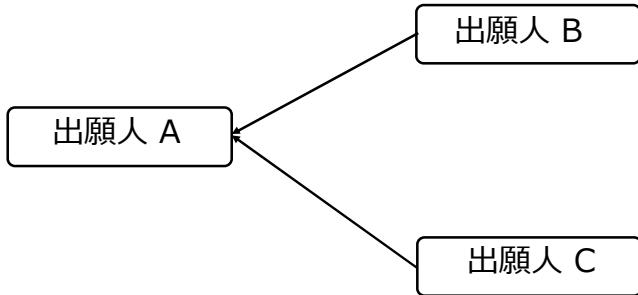
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、国際事務局は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能:
 - 別個の委任状；及び/又は
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能
 - 提出された包括委任状の写し
- しかしながら、全ての官庁及び機関は、基本的に要件を放棄したとしても、特別な場合には委任状の提出を求めることが可能
- 要件を放棄した官庁についての情報は、以下を参照
<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

共通の代理人



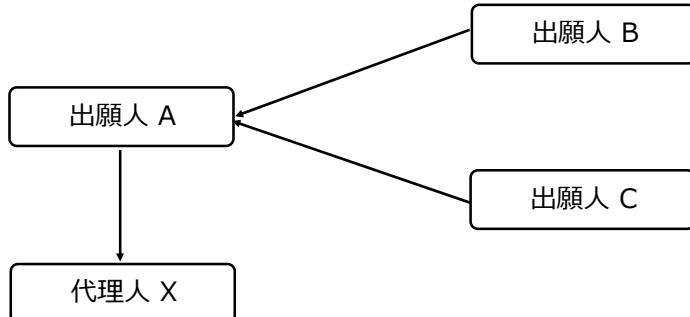
代理人 X は、全ての出願人によって選任されていれば、共通の代理人である

選任された共通の代表者 (規則 90.2(a))



- 出願人 B 及び C が、出願人 A を彼らの共通の代表者として選任する
- これは、出願人 A がPCT締約国の国民又は居住者の場合にのみ可能である

選任された共通の代表者の代理人



- 出願人 A (例、法人出願人) は、他の出願人 (例、出願人/発明者) から共通の代表者として選任されている場合、出願人 A が代理人 Xを選任する
- 代理人 X は、選任された共通の代表者 A に代わって、全ての出願人のために、取下げを含む全ての書類に署名できる (規則 90.3(c)); ただし、PCTの機関が委任状提出要件を放棄した場合にも、委任状が提出されていることを条件とする

「みなされた」共通の代表者 (規則 90.2(b))



- この場合には、共通の代理人はおらず、かつ、出願人は共通の代表者を選任していない; 従って、出願人 A が「みなされた」共通の代表者となる (願書に最初に記載され、かつ、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人)
- 出願人 A のみによって選任された代理人 X は、取下げを除いて、全ての出願人のために全ての書類に署名できる (規則 90.3(c) 及び 90 の2.5(a))

JA
Presentation-83
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 優先権主張

- PCT における要件
- 優先権書類
- 優先権主張の補正又は追加
- 優先権の回復

優先権 (パリ条約第4条) (1)

- いざれかの同盟国において出願人によって出願された特許出願について、出願人(又はその承継人)は、他の全ての同盟国において12ヶ月以内に特許保護の適用を受けようとする際に特定の権利を得る資格がある
- 先行技術の目的で、後の出願は最初の出願と同じ日に出願されたものとして扱われる
- 優先権は主題事項について最初に出願された出願を基礎とすることができる(パリ条約第4条C(4)の例外参照)

優先権 (パリ条約第4条) (2)

複数及び部分優先を主張することが可能

後の出願は優先権を主張した最初の出願と同じ主題についてでなければならぬ

最初の出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたことは優先権の基礎としての機能を果たす資格を損なうものではない

優先権の主張 (PCT 第8条、規則 4.10)

国際出願は一又は二以上の先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる

- パリ条約の締約国への国内出願、広域出願、国際出願
- パリ条約の締約国ではないが、世界貿易機関 (WTO) の加盟国への出願

優先日 (PCT 第2条(xi))

優先日は期間の計算上、次の日をいう:

- 国際出願が優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日
- 国際出願が複数の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの日
- 国際出願が優先権の主張を伴わない場合には、その出願の国際出願日

優先権主張の記載 (規則 4.10) (1)

先の国内出願:

- 先の出願の日付
- 先の出願の番号
- 先の出願がされたパリ条約の締約国又はWTOの加盟国

先の広域出願:

- 先の出願の日付
- 先の出願の番号
- 広域特許を与える任務を有する当局 (実務的には、広域官庁)
- 広域特許条約の締約国のいずれかがパリ条約の加盟国又は WTOの加盟国のいずれでもない場合には、先の出願がされた国の中、パリ条約の締約国又はWTOの加盟国の国名を少なくとも一つ

優先権主張の記載 (規則 4.10) (2)

■ 先の国際出願:

- 国際出願日
- 国際出願番号
- 先の国際出願がされた受理官庁

優先権書類の提出 (規則 17.1)

先の国内出願、広域出願又は国際出願に基づく優先権主張を伴う場合には、出願人は当該先の出願（すなわち、先の出願の認証謄本）を提供しなければならない

- 受理官庁又は国際事務局に優先権書類を直接提出（規則 17.1(a))、又は、
- 先の出願が受理官庁としての官庁に出願されている場合のみ、受理官庁に対し、優先権書類を作成し国際事務局に送付するよう請求（規則 17.1(b))、又は、
- 先の出願が優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) に参加している受理官庁に出願されている場合、国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から入手するよう請求（規則 17.1(bの2))

優先権書類の提出期限 (規則 17.1)

出願人が受理官庁に直接提出:

- 優先日から16ヶ月以内

出願人が国際事務局に直接提出:

- 國際公開前まで

受理官庁に対し、優先権書類を作成し国際事務局に送付するよう請求:

- 優先日から16ヶ月以内

DAS 経由で国際事務局に提出:

- DAS 経由で国際事務局が優先権書類を利用することを可能にしなければならず、かつ、国際公開前に国際事務局に対して優先権書類を取得するよう請求しなければならない

優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

法的根拠:

- PCT 規則 17.1(b)の2)
- 実施細則第715号及び第716号

出願人は、国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から取得するよう請求することが可能（また、いくつかの指定官庁でも可能）

42参加庁: AR, AT, AU, BE, BR, CA, CH, CL, CN, CO, CU, DK, EA, EE, EP, ES, EUIPO, FI, FR, GB, GE, IB, IE, IL, IN, IR, IT, JP, KR, LT, LV MA, MC, MX, NL, NO, NZ, PE, PL, SE, TR, US

DAS に関する詳細は、以下参照:

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-93
14.04.2025

DAS 経由の優先権書類の取得

DAS 経由で、国際事務局に対し、先の出願の優先権書類の謄本の電子形式での取得を請求することが可能

当該サービスは AR, AT, AU, BR, CA, CH*, CL, CN, CO, DK, EA, EE, EP, ES, FI, FR, GB, GE, IL, IN, IR, IT, JP, KR, LT, LV, MA, MC, MX, NL, NO, NZ, SE, TR, US に出願された先の国内又は広域出願、及び AT, AU, BR, CA, CL, CN, CO, DK, EA, EP, ES, FI, FR, GE, IB, IL, IN, IR, IT, LT, LV, MA, MX, NL, NO, SE, TR に出願された先の国際出願について利用可能

CH* 2023年12月1日開始

先の国内出願が提出された官庁は第1庁 (OFF)、又は提供庁 (Depositing Office) と呼ばれる

優先権書類を取得する官庁は第2庁 (OSF)、又は取得庁 (Accessing Office) と呼ばれる

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-94
14.04.2025

DAS 利用の主なステップ

第1庁に対し、先の出願がDAS を通して利用できるよう請求する

第1庁（場合によっては第1庁の代わりに国際事務局）が出願人にアクセスコードを付与する

PCT 国際出願を提出する際、願書の該当欄にチェックを入れるとともにアクセスコードを記入し、国際事務局に対し DAS を通して優先権書類を取得するよう請求する（出願後にePCTを利用して当該請求を行うことも可能）

国際事務局は、DAS 経由で優先権書類を取得し、出願人に対し 様式 PCT/IB/304 を用いて取得の確認書を送付する

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-95
14.04.2025

DAS 優先権書類の取得の請求

PRIORITY CLAIMS

Add

Type * National	Option(s) for providing the priority document to the IB * <input type="radio"/> Receiving Office to prepare and transmit to the International Bureau <input type="radio"/> To be provided by the applicant <input type="radio"/> An electronic copy of the priority document (certified by the issuing Office) will be submitted with this data package at the time of filing <input checked="" type="radio"/> International Bureau to obtain from a digital library [DAS]
Country/Office * US - United States of America	DAS access code * 1234
Filing Date * 29/10/2019	<input type="checkbox"/> The receiving Office is requested to restore the right of priority for this earlier application.
filing date does not match for US - 61/274654 in DAS.	
Application number * 61/274654	
format should be "08/999.999"	

Cancel OK

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-95
14.04.2025

優先権主張の補正及び追加

問題となる項目

- 優先権主張の欠落
- 優先日の欠落
- 日付、番号、出願国表示の欠落
- 先の出願の出願日が国際出願日より12ヶ月以上前である
- 先の出願がパリ条約の締約国又は WTO の加盟国にされていない

該当条文:

- 第8条
- 規則 4.10、26の2、48.2(a)(vii) 及び 91

優先権主張の補正又は追加 (規則 26の2) 優先日が変更される場合 (1)

該当する項目:

- 既に出願に記載されたどの優先権主張よりも先の出願日を有する
優先権主張を追加する場合
- 最先の優先権主張の出願日を補正する場合

優先権主張の補正又は追加 (規則 26の2) 優先日が変更される場合 (2)

■ 適用される期限:

- 国際出願日から4ヶ月以内; 又は
 - 次の期限が上記4ヶ月よりも遅い場合には、次の期限のうち早く満了する期限:
 - 補正又は追加前の優先日から16ヶ月
 - 補正又は追加後の優先日から16ヶ月
 - 受理官庁又は国際事務局が優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、且つ、上記期間の満了の後、1ヶ月以内に受理した優先権主張の補正は、上記期間の満了の前に受理したものとみなす (規則 26の2.2(b))
- なお、この規定は優先権主張を遅れて追加する場合には適用されない

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-99
14.04.2025

優先権主張の補正又は追加 (規則 26の2) 優先日が変更されない場合 (1)

該当する項目:

- 優先権主張の出願日を変更しない補正
- 既に出願に記載された最先の優先権主張よりも後の出願日を有する優先権主張を追加する場合 (例、二番目の優先権主張)
- 最先ではない優先権主張の出願日を補正する場合

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-100
14.04.2025

優先権主張の補正又は追加 (規則 26の2) 優先日が変更されない場合 (2)

■ 適用される期限:

規則 26の2.1(a):

- 國際出願日から4ヶ月以内; 又は
- 優先日から16ヶ月
どちらか遅く満了する期間
- 受理官庁又は国際事務局が優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、かつ、上記期間の満了の後、1ヶ月以内に受理した優先権主張の補正是、上記期間の満了の前に受理したものとみなす (規則 26の2.2(b))

なお、この規定は優先権主張を遅れて追加する場合には適用されない

規則 91: 優先日から26ヶ月以内

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-101
14.04.2025

受理官庁又は国際事務局による 補正の求め (1)

■ 様式:

- 受理官庁: 様式 PCT/RO/110
- 国際事務局: 様式 PCT/IB/316

■ 次の場合に求め (規則 26の2.2(a)) が出される:

- 優先権の主張が規則 4.10に定める要件を満たしていない
- 優先権主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない
- 國際出願の國際出願日が優先権期間の満了の日の後である

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-102
14.04.2025

受理官庁又は国際事務局による 補正の求め (2)

国際出願日が優先期間の満了日の日であるが、優先期間の満了の日から2ヶ月以内であるときは、受理官庁は優先権の回復のための請求の提出の可能性（規則 26の2.3）を出願人に通知する

出願人が求めに応じて優先権主張の補正を行わない場合には、その優先権主張は、PCT の手続上、無効とみなされる（規則 26の2.2(b)）

受理官庁又は国際事務局による 補正の求め (3)

ただし、優先権主張は、次のいずれかの理由のみでは無効とはみなされない（規則 26の2.2(c)）：

- 先の出願の番号の表示が欠落；又は
- 優先権主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない；又は
- 国際出願日が優先期間が満了した日よりも遅い日であって、当該満了の日から2ヶ月の期間内

受理官庁又は国際事務局による 補正の求め (4)

PCT の手続上、優先権主張が無効とみなされた場合であっても、指定官庁は、国内法に従って、その優先権主張を認めることができる

第三者への注意: 指定国ごとに異なる優先日が適用される可能性がある (規則 26の2.2(d) 及び48.2(a)(ix))

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-105
14.04.2025

優先権の主張に関する公開 (1)

無効とみなされた、又は以下の理由のみで無効とみなされなかつた優先権の主張に関する情報は:

- 出願番号が欠落している
- 優先権の主張における表示と合致しない
- 国際出願日が優先期間外であるが、優先期間の満了の日から2ヶ月の期間内である

国際事務局によって、該当する場合、出願人の提出した当該優先権の主張に関する情報とともに、無料で公開される (規則 26の2.2(d))

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-106
14.04.2025

優先権の主張に関する公開 (2)

規則 26の2.1(a)に基づく優先権の主張の補正及び追加:

優先権の主張の補正又は追加の期間の満了後、出願人は、以下を条件として、国際事務局に優先権の主張に関する情報を公開することを請求できる（規則 26の2.2(e)）：

- 優先日から30ヶ月以内
- 手数料の支払い

優先権の回復 – 権限のある機関

国際段階では受理官庁（規則 26の2.3）

国内段階では指定官庁（規則 49の3.2）

優先権の回復 適用される基準

適用される基準: 規則 26の2.3(a) 及び 49の3.2(a)

回復のための二つの基準:

- 優先期間の超過が、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合
- 優先期間の超過が、故意ではない場合

全ての官庁は、これらの基準のうち少なくとも一つを適用するものとし、また、これら両方を適用することができる; 指定官庁は、国内法令の規定に基づいて、出願人の立場から見て、より有利な基準を適用することができる

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-109
14.04.2025

受理官庁による回復 (規則 26の2.3)

要件:

- 受理官庁に回復の請求を提出
- 期限: 優先期間の満了の日から2ヶ月
- 優先期間内に国際出願が提出されなかったことの理由の陳述
- 望ましくは、理由の陳述を裏付ける申立てその他証拠の提出
- 該当する場合、回復請求手数料の支払い

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-110
14.04.2025

受理官庁による回復 IBへの書類の送付

基本原則: 優先権回復請求に関して出願人から受領した全ての書類の RO から IB への送付義務付け

例外:

- RO は、出願人による理由を示した請求により、又は当該 RO の決定に基づき、以下の場合には情報を送付しない
 - 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと
 - 当該情報の公開又は公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
 - 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと
- 出願人は差替え用紙の提出を求められることがある

受理官庁による回復の拒否の効果 (規則 26の2.3)

国際出願日より14ヶ月以内に出願された先の出願に基づく優先権の主張は、

- 受理官庁によって優先権が回復されていなくても、国際出願は維持 (規則 26の2.2(c)(ii))
- 国際段階における期間を計算する基礎となる

国内段階における当該優先権の主張の有効性は保証されない

国内段階における優先権の回復の効果 (規則 49の3.1)

国内段階における受理官庁による優先権の回復の効果:

- 受理官庁が「相当な注意」を基準として回復した場合には、全ての指定官庁で有効
- 受理官庁が「故意ではない」を基準として回復した場合には、同様の（もしくはより緩やかな）基準を採用する指定官庁でのみ有効
- 受理官庁による回復は指定官庁を完全に拘束するものではない：指定官庁による限定的な検査は可能
- 受理官庁による回復を拒否する決定は指定官庁を拘束するものではない

国内法令に適合しないことの宣言（留保）はWIPOウェブサイトを参照：

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html



JA
Presentation-113
14.04.2025

留保した官庁

国際事務局に規則 26の2.3(a) から (i)、規則 49の3.1(a) から (d) 及び/又は規則 49の3.2(a) から (g) が国内法令に適合していないことを通知した官庁：

- 受理官庁として不適合（規則 26の2.3(j))：
BR, CO, CU, CZ, DE, DZ, GR, ID, IN, KR, PH
- 指定官庁における受理官庁の決定の効果との不適合（規則 49の3.1(g))：
BR, CO, CU, CZ, DE, DZ, ID, IN, KR, LT, MX, PH
- 指定官庁として不適合（規則 49の3.2(h))：
BR, CA, CO, CU, CZ, DE, DZ, ID, IN, KR, MX, PH

PCT留保及び不適合の表を参照

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html



JA
Presentation-113
14.04.2025



■ 国際出願に関する欠陥の補充

国際出願日に影響なく補充できる欠陥 (1)

- 出願人の国籍又は住所からして、管轄する官庁ではない (第11条 (1)(i)、規則 19.4(a)(i))
- 国際出願が、受理官庁が認めない言語で行われた (規則 19.4(a)(ii))
- 明細書及び/又は請求の範囲が同じ言語で提出されていない (規則 26.3の3(e))
- 出願人の国籍、及び/又は住所の表示の誤り (実施細則第329号)
- 願書、要約、図面の文言が認められない言語で提出された (規則 26.3 の3)
- 優先権の主張の記載が不完全、誤り、又は欠落 (規則 26の2)

国際出願日に影響なく補充できる欠陥 (2)

- 規則4.11に規定される表示の補正又は追加（規則26の4）
- 手数料の未払い、又は不足（規則 16の2）
- 願書における署名の欠落（規則 4.15）
- 規則 4.17の申立ての記載が不完全、誤り、又は欠落（規則 26の3）
- 様式上の欠陥（規則 11 及び 26）
- 発明の名称の欠落
- 要約の欠落
- 明白な誤記（規則 91）

国際出願日に影響なく補充できる欠陥 (3)

- 発明の名称の欠落
- 要約の欠落
- 明白な誤記（規則 91）

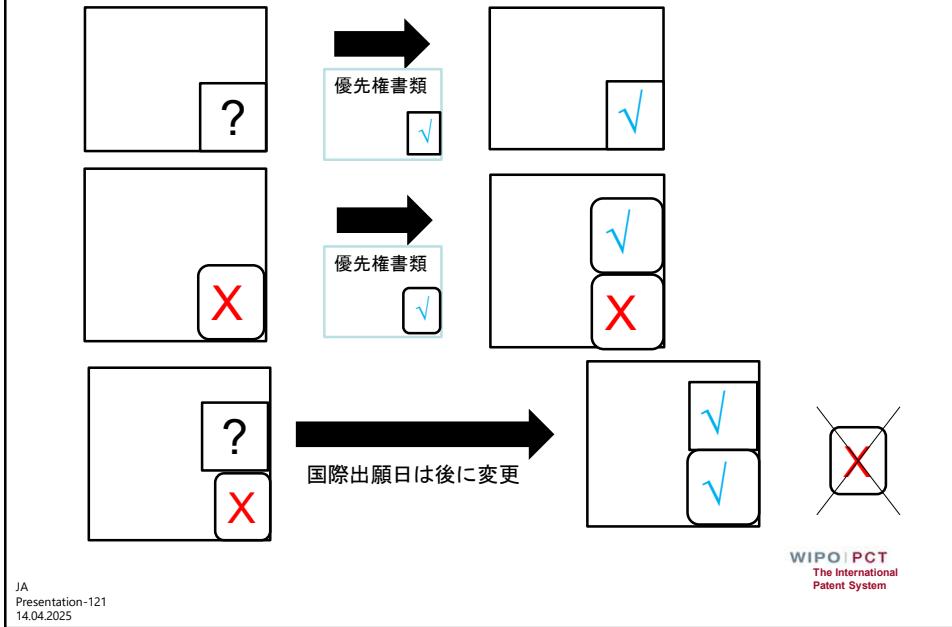
国際出願日が繰り下がる欠陥 (規則 20.5 及び20.5の2)

- 以下に列挙した事項に関する欠落した用紙又は正しい要素又は部分の提出
 - 明細書
 - 請求の範囲
 - 図面

国際出願の欠落した又は誤って提出された要素及び部分の引用による補充 (規則 20.5及び20.5の2) (1)

- 目的: 優先権主張の基礎出願に含まれている要素又は部分が誤って欠落している場合に、国際出願日に影響を与えることなく引用により補充することを可能にする
 - 要素 = 明細書の全部、請求の範囲の全部
 - 部分 = 明細書の一部、請求の範囲の全部、図面頁の一部又は全部

欠落≠誤って提出≠欠落部分/正しい部分の提出



欠落部分もしくは誤って提出された要素 または部分の手続に関する概要

	引用による補充		欠落部分/正しい要素・部分の提出	
	欠落部分	誤って提出された要素または部分	欠落部分	誤って提出された要素または部分
主な規則	20.5(d)、20.5の2(d)、20.6		20.5(b)および(c)	20.5の2(b)および(c)
国際出願日 官庁による適用	維持される 一部のROおよびDOでは適用されない		変更される すべてのROおよびDOにより適用される	
誤って提出された用紙の処理	該当なし	出願に残る (出願の一部として国際公開され、例えば明細書など、関連する要素の末尾に移動)	該当なし	出願から削除される (PATENTSCOPE上で表示されない)

WIPO | PCT
The International Patent System

国際出願の欠落した又は誤って提出された要素及び部分の引用による補充 (規則 20.5及び20.5の2)(2)

■ 要件:

- 国際出願を最初に受理した日に優先権が主張されていなければならぬ (規則 4.18)
- 基礎出願が要素又は部分を包含 (規則 20.6(b))
- 願書に引用により補充すること (の可能性) の陳述を記載 (規則 4.18)
- 引用により補充することの確認を期限内に行う (規則 20.6 及び 20.7)

■ 権限のある機関: 受理官庁

JA
Presentation-123
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

引用により補充することの確認 (規則 20.5の2、 20.6 及び 20.7) (1)

■ 期間: 出願から2ヶ月、又は補充の求めから2ヶ月 (規則 20.7)

■ 提出すべき書類 (規則 20.6) :

- 確認する書面の通知
- 欠落した又は正しい要素又は部分に関する用紙
- 優先権書類が未だ提出されていない場合には、提出された先の出願
- 国際出願がされた言語ではない場合には翻訳文
- 優先権書類 (及び、翻訳文) のどこに当該部分が記載されているかに関する表示

JA
Presentation-124
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

引用により補充することの確認 (規則 20.5の2、20.6 及び 20.7) (2)

- 引用により補充することの全ての要件を満たしていない場合
(例えば、欠落要素又は欠落部分が先の出願に完全には記載されていない場合) :
 - 国際出願日として後の出願日が適用される (欠落した又は正しい要素又は部分を受理した日)
 - 出願人は欠落部分又は正しい要素又は部分を無視することを請求することができる (規則 20.5(e)及び規則 20.5の2(e))

第11条(1)に基づく受理官庁による 欠陥の補充の求め (規則 20.3)

- 明細書全体若しくは請求の範囲全てが欠落している場合には、
受理官庁は出願人に次のことを求める:
 - 第11条(2)に基づき補充書を提出することによって、国際出願日として後の出願日を適用する、又は、
 - 要素は規則 4.18の規定に基づく引用により補充される要素であることを規則 20.6(a)の規定に従って確認することによって、最初に国際出願としての提出を受領した日を国際出願日として適用する

引用による補充の国内段階における効果 (規則 82の3.1(b))

- 指定官庁は、限定された範囲で、引用による補充が認められた決定を再検査することができる
- 多くの受理官庁及び指定官庁によって、国内法令に適合しないこと(留保)の宣言が行われている
WIPOウェブサイト参照:
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

国内法令に適合しないことの宣言(1)

国際事務局に規則 20.3(a)(ii) 及び (b)(ii)、20.5(a)(ii) 及び (d)、
20.5の2(a)(ii) 及び (d)、20.6が国内法令に適合しないことを通
知した官庁:

- 受理官庁として不適合 (規則 20.8(a)) :
CU, CZ, DE, ID, KR, MX
- 指定官庁として不適合 (規則 20.8(b)) :
CU, CZ, DE, ID, KR, MX, TR

国内法令に適合しないことの宣言(2)

- 受理官庁として不適合 (規則 20.8(aの2)) :

CL, CU, CZ, DE, ES, FR, ID, KR, MX

- 指定官庁として不適合 (規則 20.8(bの2)) :

CL, CU, CZ, DE, ES, ID, KR, MX, TR

明白な誤記の訂正 (規則 91) (1)

■ 誤記の訂正是権限のある機関の許可に従う:

- 願書における誤記の場合には、受理官庁
- 願書以外の国際出願における誤記又は国際調査機関に提出した書類の誤記の場合には、国際調査機関
- 願書以外の国際出願における誤記又は国際予備審査機関に提出した書類の誤記の場合には、国際予備審査機関
- 国際出願又は国際出願の補正又は補充以外の書類であって、国際事務局に提出された書類の誤記の場合には、国際事務局

明白な誤記の訂正 (規則 91) (2)

- 期間: 優先日から26ヶ月 (規則 91.2)
- 規則 91では訂正することができない誤記を明確化:
 - 要素や用紙の欠落
 - 要約部分の誤記
 - 19条補正の誤記
 - 優先日について変更が生じる優先権主張の誤記

明白な誤記の訂正 (規則 91) (3)

- 指定官庁は、当該指定官庁が権限のある機関であった場合に訂正を許可しなかつたと認めた場合にのみ、訂正を無視することができるが、意見を述べる機会を出願人に与えなければならない (規則 91.3(f))
- 許可された訂正のための請求:
 - 國際公開の技術的準備が完了した後に、国際事務局が明白な誤記の訂正の許可を受理した場合には、国際事務局は、訂正を含む用紙、又は差替え用紙及び提出された書簡とともに、すべての訂正を示す陳述を公開し、表紙を再度公開する (規則 48.2(i))

明白な誤記の訂正 (4) (公開、規則 48.2)

■ 拒否された訂正のための請求:

- 訂正のための請求の拒否の日から2ヶ月以内に提出された出願人の要請に応じ、特別の手数料の支払いを条件として、拒否の理由、及び出願人が提出する簡単な意見書とともに、拒否された訂正のための請求が国際事務局によって公開される (規則 91.3(d)); 国際公開の技術的準備が完了した後では、表紙の再公開とともに速やかに公開される (規則 48.2(k))

補充の手続 (規則 26.4)

■ 願書の補充:

- 書簡において記載することができる

■ 願書以外の国際出願の要素の補充:

- 差替え用紙、及び、差替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡を提出

差替え用紙とは何か (規則 26.4、46.5(a) 及び 66.8(a))

- 国際段階において、以下の理由により、提出された出願当初の(又は、先の)用紙と異なる用紙:
 - 方式上の欠陥の補充(規則 26)
 - 明白な誤記の訂正(規則 91)
 - 請求の範囲の補正(第19条)
 - 明細書、請求の範囲、図面の補正(第34条)
 - 出願人、発明者、代理人に関する願書内の表示の変更(規則 92の2)

どのような場合にどのような方法で 差替え用紙を提出するのか

- 差替え用紙は以下の場合に提出されなければならない
 - 補充/訂正/補正が願書以外の国際出願の部分について行われる場合、すべてのケース
 - 補充/訂正/補正が願書内であって、書簡内で通知することができず、願書のその用紙の明確性及び直接の複製に悪影響を及ぼすことなく願書に移すことができない性質のものである場合
- 差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について説明しなければならない

追加の補充の手続

指定/選択官庁による再検査、及び、指定/選択官庁に対する補充の機会: (第24条(2)、第25条、第26条、第39条(3)、第48条、規則 82の2 及び 82の3)

JA
Presentation-137
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 規則 92の2に基づく変更の記録

規則 92の2: 該当する変更

- 氏名又は名称の変更
- あて名の変更
- 国籍の変更
- 発明者の追加/削除
- 出願人の変更 (譲渡、追加、削除)
- 代理人の変更

規則 92の2に基づく変更の記録の請求

- 書面にて請求
- 國際事務局又は受理官庁に提出
- 一般的には國際段階で変更の証拠を求める事はない (しかし、國內段階に入った場合に指定官庁が証拠 (例えば、譲渡証書) を求める場合がある)
- 國際事務局は出願人に (様式PCT/IB/306 を発行して)請求された変更が記録されたことを通知する

規則 92の2に基づく出願人の名義の変更の記録

- 記録上の出願人（旧出願人）の書面による同意なしに、願書に記載されていない者（新たな出願人）が名義の変更を請求する場合には、譲渡証書又は名義の変更を裏付ける書類の写しを変更の請求とともに提出する
- 新たな出願人の新たな代理人が請求を行う場合には、上記書類に加えて変更後の出願人の委任状を同時に提出する

規則 92の2に基づく期限 (1)

- 請求は優先日から30ヶ月の期間の満了前に国際事務局に受理されなければならない
 - したがって、受理官庁にも請求を行うことが可能ではあるが、国際事務局に直接提出することを推奨される
- 期間の満了の後に国際事務局が記録の要請を受理した場合には、請求された変更は記録されず、出願人は関係する各指定又は選択官庁に対して手続を行わなければならない

規則 92の2に基づく期限 (2)

- 出願人が国際出願の国際公開に特定の変更が反映されることを望む場合には、変更の記録の請求が国際事務局に国際公開の技術的準備が完了（通常、実際の公開日から15日前）する前に到達しなければならない
- 変更の記録の請求が国際事務局に到達するのが遅かったため国際公開に反映させることができない場合には、国際事務局は関係する全ての指定及び選択官庁に通知する

JA
Presentation-143
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

受理官庁の役割

受理官庁 (1)

国際出願についての国際調査を管轄することとなる国際調査機関の特定 (第16条(2))

国際出願についての国際予備審査を管轄することとなる国際予備審査機関の特定 (第32条(2))

国際出願のために認める言語の指定 (規則 12.1(a) 及び (c))

送付手数料の額の決定 (規則 14.1(b))

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-145
14.04.2025

受理官庁 (2)

次に関して受理官庁として行動する資格の有無の確認

- 出願人の国籍/住所 (規則 19.1 及び 19.2)
- 出願言語 (規則 12.1(a) 及び 26.3の 3(e))、及び、該当する場合、RO/IBへの国際出願の送付 (規則 19.4)

国際出願日の許可又は拒絶 (第11条(1) 及び 規則 20)

欠落要素又は部分の引用による補充の請求に関する決定 (規則 20.5 乃至 20.7)

言及された図面が含まれているか確認 (第14条(2))

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-146
14.04.2025

受理官庁 (3)

国際出願の翻訳文の要求の有無の確認 (規則 12.3、 12.4及び 26.3の 3(e))
 方式上の欠陥の確認 (第14条(1))
 RO、 IB、 ISAへの手数料の徴収 (規則 14、 15 及び 16)
 要求された手数料の期間内の支払の有無の確認 (規則 16の2)
 優先権主張の確認 (規則 4.10 及び 26の2)
 優先権の回復の請求に関する決定 (規則 26の2.3)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-147
14.04.2025

受理官庁 (4)

国内法令で要求されている場合、国の安全に関する規定の充足についての手続 (ROが広域官庁又はRO/IBの場合、その手続は出願人の責任)
 要求された翻訳文を含む、国際出願の記録原本の IB への送付、及び、調査用写しの ISA への送付 (第12条、規則 22.1 及び 23.1)
 出願人及び国際機関からの通信の転送及び受理
 PCT 国際出願の認証謄本の作成 (規則 21.2)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-148
14.04.2025



受理官庁としての国際事務局

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) (1)

- 国際事務局は全ての PCT 締約国の国民及び居住者のための受理官庁となる (規則 19.1(a)(iii))
- 国の安全に関する規定を満たすことは出願人の責任
- RO/IB は如何なる言語で出願された国際出願も受理する
- 管轄 ISA 及び管轄 IPEA は、国際出願が管轄国内又は広域官庁に出願されたものとして決定する (規則 35.3(a) 及び 59.1(b));
願書において ISA を表示しなければならない (規則 4.1(b)(iv) 及び 4.14の2)

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) (2)

- 管轄国内及び広域官庁に対して業として手続をとる権能を有する代理人は RO/IB に対して業として手続をとる権能を有する (規則 83.1の2)
- 願書の第 IV 欄に表示される代理人又は共通の代表者に関する別個の委任状若しくは包括委任状の提出要件をRO/IB は (所定の条件において) 放棄している
(www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf 参照)
- 所定の締約国からの出願人は送付手数料が無料

RO/IB への国際出願の送付 (規則 19.4) (1)

- 以下の場合、国際出願は RO/IB に送付される:
 - PCT 締約国の出願人であって、出願人の国籍又は住所が出願した受理官庁としての管轄ではない官庁に対して出願がなされた場合
 - 出願言語が、出願した受理官庁が認める言語ではない場合
 - 受理官庁が規則20.8及び20.8 (aの2)に基づいて不適合を通知していることにより、規則20.5 及び20.5の2による欠落している又は正しい要素又は部分を引用補充できない場合
 - 他の理由により、出願した受理官庁と RO/IB が、出願人の承諾を得て、送付に合意した場合

RO/IB への国際出願の送付 (規則 19.4) (2)

■ 送付の条件:

- 国の安全に関する規定を満たしている
- 送付手数料に等しい手数料が支払われている（すべての官庁が要求しているわけではない）

■ 国際出願日に関する送付の効果:

以下の場合、「非管轄」官庁によって受理された日が国際出願日となる

- 国際出願日に関する最小限の要件を満たしている

RO/IB への国際出願の送付 (規則 19.4) (3)

■ 送付の結果:

- 全ての PCT 出願手数料を国際事務局に対しイスイスフラン、ユーロ又は米ドルで支払う
 - RO/IB が実際に受理した日から1ヶ月以内に支払う
- 送付手数料に等しい手数料（要求された場合）以外の非管轄官庁に支払われた手数料は返還される
- 先に代理人として選任された者が RO/IB に対して業として手続をとる権能を有しているか確認しなければならない（規則 83.1の2）
- 出願人が選択した国際調査機関が正しいか確認しなければならない（規則 35）

RO/IBへのPCT出願手段

- RO/IBは国際出願をePCTで受理する(推奨)
- ePCTが何らかの事情で利用可能でない場合、新しい「緊急用アップロードサービス」から国際出願をアップロードすることも可能
- 電子的に文書を提出することが技術的に困難な出願人のための更なる安全措置として、IBは限定されたFAXサービスを運用する
 - FAX送信に伴う装置のトラブルやその他の問題は出願人側が責任を負う(規則92.4(c))
- 時差に注意: 文書が所定の期間内に提出される必要がある場合に、期間内に文書が送付されたか否かの判断にはジュネーブにおける期間の満了が用いられる(規則80.4(b))

PCT/IB出願に関する優先権書類の提出 (1)

- RO/IBへのPCT出願、又は規則19.4に基づきRO/IBへ送付されたPCT出願において、先の国内・広域・国際出願(RO/IB以外の受理官庁)に基づく優先権が主張されている場合:
 - RO/IBは先の出願が出願された官庁ではないので、その出願の認証謄本(優先権書類)の作成をRO/IBに請求することはできない
 - 願書の第VI欄の関連チェックボックスにレ印が付されている場合、RO/IBは職権訂正でそれを削除する

PCT/IB 出願に関する優先権書類の提出 (2)

- 出願人は、16ヶ月の期間内に関連する国内・広域官庁又は受理官庁から優先権書類を取得し提出しなければならない
 - なお、関連する官庁が出願人に代わって優先権書類を国際事務局に送付する場合であっても16ヶ月の期間は適用される（言い換えると、規則 17.1(b) は適用されない）；また、確認を条件として、期限を遵守するために国際事務局に対して優先権書類を ePCT で送信することができる
- 先の出願が DAS に参加している官庁に出願されている場合、RO/IB に対し、優先権書類を DAS 経由で入手するよう請求することができる（規則 17.1(b)の2）

PCT/IB 出願に関する優先権書類の提出 (3)

- 先の PCT/IB 出願に基づく優先権主張が後の PCT/IB 出願においてなされた場合、願書の第 VI 欄の関連するチェックボックスにレ印を付すことができ、RO/IB が対応する優先権書類を準備し、IB に送付する（規則 17.1(b) 及び21.2 参照）

国際調査のための翻訳文 (規則 12.3、20.1(c) 及び (d))

- 国際出願が RO/IB に対して国際調査を行う ISA により認められていない言語によりされた場合には、出願人は翻訳文を求められる:
 - RO/IB に提出する
 - RO/IB が国際出願を受理した日から1ヶ月以内
 - 国際調査を行う ISA が認める言語であって国際公開の言語への国際出願の翻訳

要求される翻訳文の提出の求め (規則 12.3(c) 及び (e))

- RO/IB が PCT 出願番号と国際出願日を出願人に通知する時までに、出願人が要求される翻訳文を提出しない場合には、RO/IB は出願人に以下を求める:
 - 国際出願を受理した日から1ヶ月以内に要求される翻訳文を提出すること
 - 当該1ヶ月以内に要求される翻訳文が提出されなかった場合には、翻訳文を次の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に提出すること (該当する場合には、国際出願手数料の25%に該当する遅延提出手数料を支払う)
 - 求めの日から1ヶ月の期間、又は、
 - RO/IB による国際出願の受理の日から2ヶ月の期間

翻訳文の未提出、及び/又は遅延提出 手数料の未払い (規則 12.3(d))

- 出願人が、適用される期間内に、要求された翻訳文の提出、及び/又は、必要に応じ、遅延提出手数料の支払を行わなかった場合は、国際出願は取り下げられたものとみなされ、RO/IB はその旨を宣言する
- RO/IB によって下記期間までに受理される翻訳文及び支払は、適用される期間の満了前に受理したものとみなされる（すなわち、求めの日から1ヶ月又は国際出願の受理日から2ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間内）
 - RO/IB が、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言を行う前、及び、
 - 優先日から15ヶ月の期間の満了前

JA
Presentation-161
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT受理官庁ガイドライン

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

JA
Presentation-162
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System



■ 国際事務局との最適な通信手段

IBとの最適な通信手段 (1)

RO/IBに新たな出願を提出するには:

- 出願人は ePCT を使用する(推奨)
- ePCTが利用可能でない場合、「ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス」から国際出願や書類をアップロードすることも可能
(<https://pctcs.wipo.int> 参照)

IBとの最適な通信手段 (2)

出願後の書類を IB 又は RO/IB に提出するには:

- 出願人は ePCT を使う (推奨);
- ePCT が利用可能でない場合、出願人は「ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス」を使うことができる

緊急時に IB から様式や通信を受け取るには:

- ePCT から出願のファイルにアクセスする (高度な認証方法) (推奨)
- IB が様式や通信を電子メールで送付するよう承認する (望ましくは「電子メールのみ」)
- 2020年1月1日から、緊急時の通信のFAXでの送付は行われない

IBとの最適な通信手段 (3)

IB は、以下の理由から通信手段としての FAX の利用を強く非推奨:

- FAX 送信の技術的な信頼性の欠如
- 送信の失敗及び/又は視認性の問題は常に出願人の責任となる (規則 92.4(c))
- 出願人側で FAX 送信が成功した旨のレポートが得られても、送信が成功したことの証拠にならない

上記にもかかわらず、2020年1月1日より、電子的に文書を提出することが技術的に困難な出願人のための更なる安全措置として、IB は限定された FAX サービスの運用を継続する

- PCT で継続される 2 つの FAX 番号は、PCT ウェブサイトに掲載 (https://www.wipo.int/pct/ja/#_contact)
- 出願人は、IB の通常業務時間内にFAX を送信する前に、出願の「担当官 (権限のある職員)」に連絡することが勧められる (若しくは時間外であれば留守番電話にメッセージを残す)



■ 國際調査機関 (ISA) による 國際調査及び見解書

国際調査機関 (1)

- 発明の単一性の確認 (規則 13及び40)
- 発明の名称の確認 (規則 37)、要約の確認 (規則 38)
- 請求の範囲に記載されている発明の調査 (第15条(3)、規則 33.3)
- 明白な誤記が次の書類にある場合、その誤記の訂正の許可:
 - 国際出願の願書以外の部分 (規則 91.1(b)(ii))
 - 国際調査機関に提出された書類 (規則 91.1(b)(iv))

国際調査機関 (2)

- 国際調査報告 (ISR) の作成 (規則 42及び43) 又は国際調査報告を作成しない旨の宣言 (第17条(2))
- ISA 見解書の作成 (規則 43の2): 請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性 (非自明性) 及び産業上の利用可能性についての最初の非拘束的な見解

JA
Presentation-169
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際調査機関 (全25機関)

- | | |
|----------------|---|
| ■ AT - オーストリア | ■ RU - ロシア連邦 |
| ■ AU - オーストラリア | ■ SA - サウジアラビア 2024年8月1日より |
| ■ BR - ブラジル | ■ SE - スウェーデン |
| ■ CA - カナダ | ■ SG - シンガポール |
| ■ CL - チリ | ■ TR - トルコ |
| ■ CN - 中華人民共和国 | ■ UA - ウクライナ |
| ■ EG - エジプト | ■ US - 米国 |
| ■ ES - スペイン | ■ EA - ユーラシア特許機構 (AM, AZ, BY, KZ, KG, RU, TJ, TM) 2022年7月1日より |
| ■ FI - フィンランド | ■ EP - 欧州特許庁 |
| ■ IL - イスラエル | ■ XN - 北欧特許機構
(デンマーク、アイスランド、ノルウェー) |
| ■ IN - インド | ■ XV - ヴィシェグラード特許機構 (VPI)
(チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア) |
| ■ JP - 日本 | |
| ■ KR - 大韓民国 | |
| ■ PH - フィリピン | |

JA
Presentation-170 出願した官庁 (受理官庁) によりどの ISA を利用できるか決まる
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際調査における先行技術 (第15条(2) 及び 規則 33)

■ 先行技術:

- 公衆に対して利用可能とされたものであり、
- 世界中の何れかの場所で、
- 書面により開示され、
- 請求の範囲に記載された発明が新規性、進歩性を有するかどうかの判断に役立ち得るものであり、
- 国際出願日の前に公衆に利用可能となったもの

■ PCT 最小限資料 (規則 34)

JA
Presentation-171
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際調査報告 (ISR) (規則 42及び43)

■ 国際調査報告には次の事項が含まれる:

- IPC (国際特許分類) 記号
- 調査を行った技術分野の表示
- 発明の単一性の欠如に関する表示
- 関連する先行技術文献のリスト
- 特定の請求の範囲 (全ての請求の範囲ではない) について
有意義な調査ができなかったことに関する表示

■ ISR 及び ISA 見解書は、次のうちいずれか遅く満了する期間内に 作成されなければならない:

- ISA による調査用写しの受理の日から3ヶ月 (通常、優先権が
主張されている場合には、優先日から約16ヶ月)
- 優先日から9ヶ月

JA
Presentation-172
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際調査報告が作成されない場合 (1)

- 国際出願が、ISA が調査を要しないとされている対象に関するものであり、調査を行わないことを決定した場合 (第17条(2)(a)(i) 及び規則 39.1))
- 明細書、請求の範囲又は図面が、いずれの請求の範囲に対しても有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていない場合 (第17条(2)(a)(ii))
- 国際出願が、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列の開示を含んでいるか:
 - その配列表が提出されていない
 - 提出された配列表が実施細則の附属書 C で規定されている基準を満たしていない、又は電子形式ではない (規則 13の3.1(d))
 - 期間内に配列表の遅延提出手数料が支払われなかった (規則 13の3.1(d))

国際調査報告が作成されない場合 (2)

■ その場合:

- ISA は、国際調査報告を作成しない旨を宣言し、その宣言は公開された国際出願の一部として公開される (規則 48.2(a)(v))
- 出願は有効であるが、国際調査報告が作成されていないので、IPEA は国際予備審査を行う必要がない (規則 66.1(e))

ISA の見解書 (規則 43の2) (1)

- 以下の事項についての最初の非拘束的な予備的見解:
 - 新規性 (非予見性)
 - 進歩性 (非自明性)
 - 産業上の利用可能性
- 見解書は ISR と同時に全ての国際出願について作成される
- 見解書は ISR とともに出願人及び国際事務局に送付される

ISAの見解書 (規則 43の2) (2)

見解書は国際公開日にPATENTSCOPEで原語で利用可能

ISA 見解書に対する出願人による正式な反論手続はない

非公式コメントを国際事務局に提出可能

- 原語で見解書と共に公開される
- IPRP (第 I 章) が送付されるのであればその際に DO へ送付される

注: IPRP (第 I 章) とその翻訳は優先日から30ヶ月で作成される

ISA の見解書における先行技術 (規則 43の2.1(b) 及び 64.1)

■ 先行技術:

- 國際調査目的と同じ
- しかし、優先日前に公に利用可能なものすべてが対象

■ ISA は国際事務局に対して優先権書類の写しを要請することができる (規則 66.7(a)); しかし、ISA 見解書の作成時に ISA がその写しを利用できない場合であっても、出願人が規則 17.1 の要件を満たさない場合を除き、見解書は、優先日が該当する先行技術の日として作成される

特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (PCT 第 I 章) (規則 44の2)

■ 出願人が国際予備審査を請求しない場合には:

- ISA の見解書に基づいて、IB が IPRP (第 I 章) を作成する
- IPRP (第 I 章) 及びその翻訳は、
 - 指定官庁に送付される
 - 優先日から30ヶ月が経過した時に PATENTSCOPE にて公衆に利用可能となる (しかし、国際出願や ISR のように「公開」はされない)

第 II 章の手続におけるISAの見解書の利用 (規則 66.1の2)

■ 出願人が国際予備審査を請求する場合:

- ISAの見解書がIPEAの見解書になる (IPEAが特定のISAが作成した見解書を受け入れないことを決定している場合を除く)
- 出願人によるISAの見解書に対する非公式コメントはIPEAには送付されない (第34条補正／抗弁のみ)
- 国際予備審査報告が作成された場合には、IBに提出された非公式コメントは指定官庁 (DO) や選択官庁 (EO) へ送付されない

JA
Presentation-179
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 補充国際調査 (SIS) (規則 45の2)

目的

- PCT 出願人が多大な費用をかけて国内移行した後に、新たな先行技術が見つかることへの懸念に応える
- PCT 国際段階で任意の補充調査を導入することで、このリスクを軽減する
- 先行技術が記載されている言語の種類が増加していることを考慮して、国際段階の調査範囲を拡大する

主な特徴

- 出願人に対する任意のサービス
 - 現在、次の機関がサービスを提供: AT、EP、FI、RU、SE、SG、TR、UA、XN、XV
 - 今後、より多くの国際機関が補充国際調査 (SIS) を提供することが期待される
- 出願人は、主国際調査を担当する機関を除き、このサービスを提供する機関による補充調査を請求することができる
- 各機関は補充調査の範囲と手数料を決定する
- SIS は一つの発明のみが対象 – 追加手数料を支払うという選択肢はない

このサービスの利用の決定 (1)

- 主国際調査報告は、通常の目的において十分な程度に、高品質であることを意図している
- したがって、補充国際調査サービスは全ての国際出願に対して利用するものではなく、国際段階において、追加費用をかける価値があると出願人が判断した場合に、追加の情報を与えるためのもの
- 補充調査を請求する前に、出願人は次の事項を検討する必要がある:
 - 主国際調査報告
 - 特定の出願の商業的価値
 - ISA が専門としていない言語による、特定の技術分野に関連する文献の数

このサービスの利用の決定 (2)

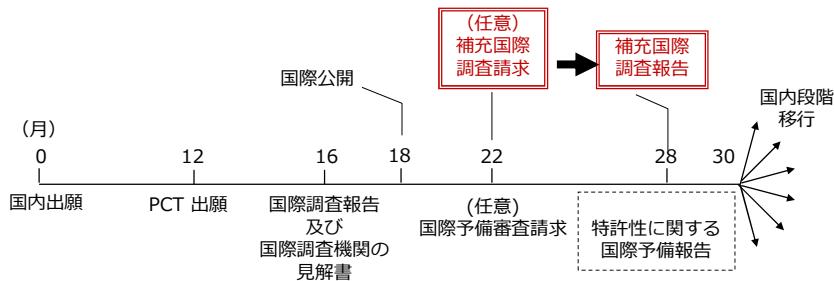
- 特定の国際機関によって行われる調査の観点 (SISA の選択は自由)
- 特定の言語での先行技術文献に対して行われる調査の観点
- 主 ISA が第17条(2)に従って調査されなかった特定の対象の観点
(例: 処置方法、規則 39.1(iv))

期間及び手数料

- 補充調査の請求は優先日から22ヶ月の期間内に**国際事務局**に対して提出する
- 手数料は請求の提出から**1ヶ月以内にスイスフラン**で支払う:
 - 補充調査手数料*
 - 補充調査取扱手数料*
- 補充調査のために指定された機関は、補充調査請求及び国際調査報告 (ISR) を受理した場合に補充国際調査を開始する (主 ISR を受理していない場合であっても、遅くとも優先日から22ヶ月以内に開始する)
- 補充国際調査報告は優先日から28ヶ月までに作成される

* PCT 出願人の手引、附属書 SISA、参照

PCT 制度における補充国際調査



補充調査請求 (1)

- 請求は補充調査請求書（様式PCT/IB/375）を用いて、次の事項を特定しなければならない
 - 補充調査を行う機関
 - (所定の場合に – 発明の単一性を参照) 調査が行われる請求の範囲
- 請求書には次の書類を伴う必要がある場合がある:
 - 機関が認める言語による国際出願の翻訳文*
 - 電子形式の配列表*

* PCT 出願人の手引、附属書 SISA、参照

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-187
14.04.2025

補充調査請求 (2)

- 選任された代理人は補充国際調査のために特定された機関に対して代理することができるが、それにもかかわらず出願人が望む場合には、当該機関に対して代理する代理人を選任することができる
- 手数料が1ヶ月以内に支払われず、国際事務局が手数料の支払いを求めた場合（様式 PCT/IB/377）、後払手数料も支払う
- 補充調査のための手数料が支払われない場合、請求は取下げられたものとみなされる

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-188
14.04.2025

発明の単一性

- 一つの発明のみが調査される – 追加の発明のために、追加調査手数料を支払う選択肢はない
- 通常は請求の範囲に最初に記載されている発明が調査されるが、主 ISA が発明の単一性の要件を満たしていないと認めた場合、出願人は最初に記載されている発明以外の発明に補充調査を限定することを請求することができる
 - ただし、補充国際調査機関は主 ISA が調査していない発明を調査する義務はない（規則 45の2.5(d)）
- 補充国際調査機関は主 ISA の単一性に関する見解に従う義務はない
- 主調査の場合の「異議」手続に似た検査手続が利用可能

調査範囲 (1)

- 補充調査は出願された請求の範囲に対して行われ、通常は、請求の範囲の最初に記載されている発明に対して行われる（第19条及び第34条の補正は考慮されない）
- 補充国際調査機関は次の対象を調査する必要がない：
 - 第17条(2) に従って、通常、調査する必要がない対象
 - 主 ISA によって調査されていない請求の範囲
 - サービスの範囲を規定する WIPO と補充国際調査機関との間の取決めに基づき、制限の対象となる国際出願
(www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html 参照)
 - 実施する補充調査の総数に関する制限
 - 調査を行う請求の範囲の数に関する制限

調査範囲 (2)

- 調査する先行技術の範囲は補充国際調査機関によって決定される
 - 全ての PCT 最小限資料及び当該機関が保有するその他の言語で記載された文献を考慮して、新たな調査として行われる、又は、
 - 主調査を補完するための調査として行われる、典型的には、当該機関によって保有される言語で記載された文献を含む

現在利用できるサービス (1)

- SISA/AT: 3つの調査オプション
 - ドイツ語の文献のみの調査
 - 欧州及び北米の文献のみの調査
 - PCT 最小限資料のみの調査
- SISA/EP: PCT 最小限資料及び欧州特許庁が保有する文献
- SISA/FI 及び SISA/SE: PCT 最小限資料及び同機関が保有するデンマーク語、フィンランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語の文献

現在利用できるサービス (2)

- SISA/RU: 2つの調査オプション
 - ロシア語の文献及び旧ソビエト連邦及び CIS 諸国の特許文献
 - 主 ISA が規則 39.1(iv) に関する対象 (処置方法) であることを理由に、第17条(2)(a) の宣言を行っている出願: 上記に加え PCT 最小限資料
- SISA/SG: PCT 最小限資料及び同機関が保有する英語及び中国語の文献
- SISA/TR: PCT最小限資料及び同機関が保有するトルコ語の文献

現在利用できるサービス (3)

- SISA/UA: 3つの調査オプション
 - PCT 最小限資料のみの調査
 - 旧ソビエト連邦のロシア語及びウクライナ語の文献のみの調査
 - 欧州及び北米の文献のみの調査
- SISA/XN: PCT 最小限資料及び同機関が保有するデンマーク語、アイスランド語、ノルウェー語、及びスウェーデン語の文献
- SISA/XV: 2つの調査オプション
 - 同機関が保有するチェコ語、ハンガリー語、ポーランド語、及びスロバキア語の文献
 - PCT 最小限資料及び同機関が保有するチェコ語、ハンガリー語、ポーランド語、及びスロバキア語の文献

補充国際調査報告

- 補充国際調査報告 (様式PCT/SISA/501) は ISR と類似しているしかし:
 - 國際出願の分類又は発明の名称及び要約に対する見解は含まれない
 - ISR に引用されていない新たな文献との関連で列記する必要がある場合を除くほか、ISR に引用されている文献を列記することを必要としない
 - 次の説明を記載することができる:
 - 関連があると認められる文献の列記に関する説明 (ISRにおける記載よりも詳細)
 - SIS の範囲 (特に、ISR が遅れて主調査の範囲を仮定した場合)
- 補充国際調査報告とともに見解書は作成されない

報告に関する更なる手続

- 補充国際調査報告は出願人及び国際事務局に送付される
- 国際事務局は報告を公衆に利用可能にする (国際出願が公開されている場合)
- 報告が英語で記載されていない場合には、国際事務局は報告を英訳する
- 国際事務局は報告とその英訳を、該当する場合には国際予備審査機関及び指定官庁に送付する

調査が実施されない場合の払い戻し

■ 補充国際調査機関が補充調査を開始したが、調査が実施されなかつた場合:

- 主国際調査と同様の理由（主題、明確性の欠如、電子形式による配列表の欠如）の場合、又は、
- 主国際調査機関が第17条(2)(a) の宣言を行っていることが理由の場合

補充調査手数料は**払い戻されない**

- 機関によって提供されるサービスの範囲特有の限定が理由で、補充調査の請求は受理されないと認められた場合、

補充調査手数料は**払い戻される**

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-197
14.04.2025

■ 国際予備審査の請求

国際予備審査の請求とは

国際予備審査の請求は PCT 第 II 章に基づく国際予備審査のための請求

国際予備審査は PCT 国際出願の継続した審査を提供する国際予備審査機関 (IPEA) に対する任意の手続

国際予備審査の請求はすべての指定国を自動的に“選択”する

例外：ワルグアイ（第 II 章の規定に拘束されることを留保）

JA
Presentation-199
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際予備審査を請求する理由 (1)

国際予備審査期間中に明細書、請求の範囲、図面を補正する機会が与えられる

ISA によって提示された特許性に関する見解に対する抗弁を提出できる

国際予備審査は、国際段階で特許性に関するより肯定的な見解を得るための最後の機会

JA
Presentation-200
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際予備審査を請求する理由 (2)

特許性に関する国際予備報告（第 II 章）が作成される

特許性に関する肯定的な報告に基づき国内段階において優遇を受ける
ことが見込まれる

国際予備審査の請求をする資格のある者 (第31条(2)(a) 及び規則 54.2)

- 出願人（出願人が二人以上いる場合にはそのうちの少なくとも一人）が以下に該当する場合
 - 第 II 章に拘束される PCT 締約国の国民又は居住者*、及び、
 - その出願人の国際出願が、第 II 章に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に出願されていること*

* ウルグアイは第 II 章に拘束されない

国際予備審査請求書の様式

- ePCT
- IPEA によって提供される電子出願ソフト
- 印刷された国際予備審査請求書の様式 (PCT/IPEA/401)
- コンピュータで作成した国際予備審査請求書 (規則 53.1(a) 及び 実施細則第102号(h)及び(i))
- レイアウト及び内容に関する要件は願書様式と同じ

国際予備審査請求書: 内容 (規則 53)

- 国際予備審査請求書には、次の事項を記載しなければならない:
 - 申立て
 - 國際出願を特定できる表示 (例えば、國際出願番号)
 - 第 II 章の下での出願人の氏名又は名称
 - 該当する場合は、代理人の氏名
 - 國際予備審査が行われるための基礎となる事項 (補正に関する記述)
 - 國際予備審査のための言語
 - 少なくとも一人の出願人又は代理人の署名

国際予備審査請求書の署名 (規則 53.8)

- 国際予備審査請求書において選択国そのための出願人として表示された者のみが国際予備審査請求書に署名する必要がある
- 出願人が代理人又は共通の代表者を選任している場合は、その代理人又は共通の代表者が署名できる
- 選任された代理人又は共通の代表者がいない場合は、出願人のうちの一人が請求書に署名していれば十分 (規則 60.1(a) 参照)
- いくつかの機関では、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出を要求していない (規則 90.4 及び 90.5)

国際予備審査の請求先 (規則 59) (1)

- 管轄 IPEA に直接提出
 - 受理官庁により特定されている
 - もし受理官庁により二以上の IPEA が特定されている場合は、出願人が選択する
- 選択の際に出願人が注意すべき事項
 - IPEA によって認められる言語
 - 特定の ISA で国際調査された国際出願のみを対象とする IPEA がある (例えば、IPEA/EP)

国際予備審査の請求先 (規則 59) (2)

- 受理官庁としての国際事務局に国際出願がなされた場合、管轄 IPEA は、出願人の国籍又は住所に基づいた管轄受理官庁（のどちら）にその国際出願がなされていたと仮定した時に管轄となるであろう IPEA
- IPEA の選択は国際予備審査請求書に表示する

管轄 IPEA への国際予備審査請求書の送付 (規則 59.3)

- 国際予備審査請求書が管轄しない IPEA や RO、ISA 又は IB に提出された場合、それらの機関又は官庁は:
 - 国際予備審査請求書に受理の日付を記載し、
 - 当該請求書を IB に送付し、その後、IB は管轄 IPEA に送付する（管轄国際予備審査機関が複数ある場合は出願人の選択による）、又は、
 - 当該請求書を管轄 IPEA（管轄国際予備審査機関が複数ある場合は出願人の選択による）に直接送付する
- 管轄 IPEA に送付された国際予備審査請求書は、当該請求書が RO、ISA、IB 又は管轄しない IPEA によって受理された日に当該機関に代わって受理されたものとみなされる

国際予備審査の請求の時期 (規則 54の2.1(a)) (1)

- 次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる:
 - 出願人への ISR 及び ISA 見解書の送付から3ヶ月
 - 優先日から22ヶ月
- ただし、第22条(1)で規定する20ヶ月の移行期限を継続して適用する指定官庁に対して、国内段階への移行期限を優先日から20ヶ月から優先日から30ヶ月に繰り延べるために、優先日から19ヶ月を経過する前に請求を行う必要がある
 - LU、TZのみ適用

国際予備審査の請求の時期 (規則 54の2.1(a)) (2)

- 推奨:

国際調査報告及び ISA の見解書を受け取った後、引用された先行技術文献を評価し、さらに手続を進めるか否かを決断し、手続を進める場合は、見解書を参照して補正/抗弁とともに可能な限り速やかに国際予備審査を請求することによって、国際予備審査報告の作成までの期間（通常、優先日から28ヶ月）を十分に取ることができる

第 II 章における欠陥 (1)

- 補充により国際予備審査請求書の提出日が後になる欠陥
 - 請求を行う資格を有する出願人が一人もいない (規則 54.2(i))
 - 例えば、国際予備審査請求書の提出時に、第 II 章に拘束される PCT 締約国の出願人がいない場合
 - 国際出願が特定できない (規則 60.1(b))
- LU 及び TZ に対しては、優先日から19ヶ月経過後であって、規則 54の2.1(a) における適用期限内に国際予備審査請求書を提出した場合には、請求は有効となるが、国内段階への移行期限が30ヶ月まで繰り延べられない (第39条(1)(a))

第 II 章における欠陥 (2)

- 請求日に影響を与えることなく補充できる欠陥:
 - 管轄外の IPEA への国際予備審査請求書の提出 (規則 59.3)
 - 様式上の欠陥 (規則 53.1)
 - 出願人及び代理人に関する表示の欠陥 (規則 53.4 及び 53.5)
 - 国際予備審査請求書の言語 (規則 55.1)
 - 少なくとも一人の署名の欠如 (規則 53.8 及び 60.1(aの3))
 - 第34条補正に言及しているが提出されていない (規則53.9(a)(i))

ePCTと国際予備審査請求書の提出

- ePCTで高度な認証設定を利用することにより、国際予備審査請求書の作成・提出が可能
- フィールドは自動的に入力される
- 作成時に自動的なチェックが行われる
- すべての附属書類を添付することができる（例えば、19条補正書、34条補正書、翻訳文など）
- 国際事務局は、提出された国際予備審査請求書を自動的に管轄 IPEAに転送する
- 手数料およびそれ以降のすべての通信は IPEA に直接提出しなければならない

第 II 章における補充手続

- IPEA による欠陥の補充の求め（規則 60.1）
- IPEA による未払い又は不足分の手数料の支払いの求め（規則 58の2）
- 更なる可能性：
 - IPEA に対する明白な誤記の訂正の請求（規則 91）
 - 指定又は選択官庁による検査の請求及び補充の機会の利用（第25条、第26条及び第39条(3)）



国際予備審査 (1)

- 以下の事項についての非拘束的な見解を提供すること
 - 新規性 (非予見性) (第33条(2) 及び規則 64)
 - 進歩性 (非自明性) (第33条(3) 及び規則 65)
 - 産業上の利用可能性 (第33条(4))
- 国際予備審査は補正の機会が与えられ、且つ、ISA によって提示された特許性に関する見解に対する抗弁を提出できる

国際予備審査 (2)

- ISA にて調査された請求の範囲のみが IPEA において審査される
(規則 66.1(e) 及び 66.2(a)(vi))

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-217
14.04.2025

国際予備審査の開始 (規則 69.1)

- IPEA が以下のものを保有したときに開始する:
 - 国際予備審査請求書
 - 国際調査報告 (又は第17条(2)(a) に基づく宣言) 及び ISA 見解書
 - 予備審査手数料及び取扱手数料
- IPEA は、出願人が明示的に延期を請求しない限り、規則 54の2.1(a) に規定する期間の満了を待たない
- 国際予備審査請求書が補正に関する記述を含んでいる場合は、その補正書の写しが利用可能であるとき (規則 69.1(c)、(d) 及び(e) 参照)
- 国際予備審査が国際出願の翻訳文に基づいて行われる場合は、その翻訳文が利用可能であるとき (規則 55.2(c) 参照)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-218
14.04.2025

発明の单一性欠如の発見 (規則 68)

- 要件は国際調査の場合と同じ (規則 13及び国際調査及び予備審査ガイドラインの 10.20 乃至 10.59項)
- IPEA は請求の範囲の限定又は追加手数料の支払 (異議申立てとともに支払うことが可能) を求める
- 出願人は「主発明」及び追加手数料を支払うべき発明を選択することができる

IPE における先行技術 (規則 64.1) (1)

- 先行技術とは ?

世界のいずれかの場所において書面による開示 (図面その他の図解を含む) によって公衆が利用することができるようになっているもの全てを先行技術とする; ただし、公衆が利用することができるようになっていることが基準日前に生じていることを条件とする

IPE における先行技術 (規則 64.1) (2)

■ 基準日とは？

- 国際出願日が優先期間の満了後であるが、満了した日から2ヶ月の期間内であるとの理由以外の理由によって、IPEA が優先権主張を無効とみなさなければ、優先権が主張された最先の出願日；又は、
- その他の場合は、国際出願日

義務的なトップアップ調査 (規則 66.1の3)

- ISR が作成された時点で利用可能ではなかった先行技術、特に公開されていなかった先行技術 (ISR が作成された日以降に公開された特許出願で、より早い優先日のもの) を見つけることが目的
- 例外：
 - IPEA が IPRP (第 II 章) を作成する請求の範囲が対象
 - サーチを実施することが有効ではない場合、例えば、IPEA が、ISRに列記された文献で対象すべての新規性欠如を示すのに十分であると認めた場合

IPEA 見解書 (規則 66.2 及び 66.6)

- ISA 見解書が IPEA 見解書とみなされる (例外: IPEA が特定の他のISA が作成した見解書を受け入れないと決定した場合)
- ISA 見解書が IPEA 見解書とされた場合には、2回目の見解書は作成されなくてもよい
- 2回目の見解書が作成される場合には、当該2回目の見解書に示された期限までに答弁することができる
- IPEA の審査官との面談の請求が可能 (規則 66.6)

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (1)

- 次の期間のうち最も遅く満了する期間内に IPEA により作成されなければならない (規則 69.2) :
 - 優先日から28ヶ月
 - 規則 69.1 に規定する国際予備審査の開始の時から6ヶ月
 - IPEA が規則 55.2 に基づく翻訳文を受理した日から6ヶ月

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (2)

- 「附属書類」として次のものを含む (規則 70.16) :
 - 第19条又は第34条の規定に基づく補正を含む差替え用紙及び補正の根拠を表示した書簡
 - 規則 91に基づき IPEA によって許可された明白な誤記の訂正を含む差替え用紙及びその添付書簡
 - 報告において表示されている場合、審査に間に合わずに考慮されなかった明白な誤記の訂正に関する用紙及び書簡
(規則 66.4の2)

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (3)

- 「附属書類」として次のものを含む (規則 70.16) :
 - 後の補正が以下の理由によって報告の基礎として用いられた場合は、先の補正
 - 国際出願の開示の範囲を超えてされるものと認められる場合、又は、
 - 補正の根拠を表示した書簡が添付されていない場合
 - 報告に添付されないもの: その他の通信、後の補正によって差替えられた補正の写し

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (4)

- 国際段階において国際機関に対する不服の申立て又はさらなる手続についての規定はない
- 出願人及び IB に送付される (規則 71.1)
- IB は報告の写し及びその報告について必要とされる英語への翻訳文 (IB が作成) を選択官庁に送付する (第36(3)(a) 及び規則 72.1)
- 附属書類は IB によって翻訳されない (第36条(3)(b))

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (5)

- 次の事項についての注意を喚起する:
 - 書面による開示以外の開示 (規則 64.2 及び70.9 参照)
 - ある種の公表された文書 (規則 64.3 及び70.10 参照)
- 次の文献が列記される (規則 70.7) :
 - 請求の範囲に関してなされた記述を裏付けるために関連あると認められる全ての文献
 - 文献は ISR に引用されているか否かを問わない
 - ISR に引用された文献で IPEA が関連あると認めるもの

国際予備審査における遅延の理由 (1)

■ 出願人側:

- 手数料の支払の遅れ
- 国際予備審査請求書における欠陥の補充の遅れ
- 国際予備審査請求書における、補正に関する不完全な陳述
- 陳述で言及された補正の未添付
- 要求された国際出願又は補正の翻訳の提出の遅れ
- 単一性の欠如が発見された場合における追加審査手数料の支払の求めに対する対応の遅れ
- 見解書に対する対応の遅れ
- 補正を含む差替え用紙の未提出

JA
Presentation-229
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際予備審査における遅延の理由 (2)

■ ISA 側:

- 国際調査報告の作成の遅れ

■ IPEA 側:

- 単一性の欠如の発見
- 見解書の作成の遅れ

JA
Presentation-230
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System



■ 発明の単一性及び 異議申立手続

発明の単一性の要件 (規則 13)

- 国際出願は以下について行わなければならない
 - 一の発明のみ、又は、
 - 二以上の発明の場合、单一の一般的発明概念を形成するよう連関している一群の発明 (規則 13.1)
 - 一群の発明が、一又は二以上の同一の又は対応する「特別な技術的特徴」を含む技術的な関係があるときに限り、单一の一般的発明概念を形成するように連関しているとみなされる
 - 「特別な技術的特徴」とは、各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴をいう (規則 13.2)

(さらなる詳細及び例について、国際調査及び予備審査ガイドライン 10.20乃至10.59項を参照)

ISA における発明の単一性の欠如 (1) (第17条(3) 及び規則 40)

- 複数の発明が存在する場合、請求の範囲において最初に記載されている発明（「主発明」）が常に調査される；追加調査手数料が支払われた場合のみさらなる発明が調査される
- ISA は：
 - 発明の単一性を満たしているとは認められない理由を特定する（ISA/EP はこの通知とともに主発明についての部分的な調査の結果を送付する）
 - 出願人に対し、求めの日から1ヶ月以内に追加調査手数料、及び、出願人が異議申立てに基づく追加手数料を支払うことを希望する場合は、異議申立手数料（該当する場合）の支払いを求める

ISA における発明の単一性の欠如 (2) (第17条(3) 及び規則 40)

- 追加手数料の納付がなかった場合、出願に対して影響を及ぼさない；しかし、追加の発明は調査されず、見解書に調査されなかつた請求の範囲についての予備的見解は含まれない；その後、IPEA は、調査されなかつた発明に関連する請求の範囲について審査を行う必要はない
- 国際段階において分割出願の規定はない；特定の指定官庁に対して国内段階においてのみ可能（適用国内法令を参照）

ISA における異議申立手続 (規則 40.2) (1)

- 出願人が異議申立てに基づく追加手数料を支払う場合、ISA は追加の発明について調査を実施し、同時に、追加手数料の支払いの求めを検査する
- ISA によっては、異議申立手数料の支払いを条件に検査を行う
- 検査により、ISA が異議を正当と認めた場合には、追加調査手数料の全額又は一部を払い戻す； ISA が異議を完全に正当と認めた場合のみ、異議申立手数料を払い戻す

ISA における異議申立手続 (規則 40.2) (2)

- 検査により、ISA が求めを正当と認めた場合、異議は拒絶され、出願人に詳細な拒絶の理由を通知する
- 出願人は、異議の内容及びその決定を指定官庁に通知することを請求することができる（注意：指定官庁は出願人がその翻訳文を提出することを請求することができる）

IPEAにおける発明の単一性の欠如 (第34条(3)(a) 及び 規則 68)

- 発明の単一性は、国際調査の場合と同じ基準に基づく（規則13及び68）
- IPEA が発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合、請求の範囲を減縮、又は追加審査手数料を支払うことを出願人に求める
- 出願人は、追加手数料が支払われた分の発明を「主発明」として審査されることを選択することができる
- 異議申立て手数料の支払を条件とする場合、異議申立てに基づく追加手数料を支払うことができる
- 異議の決定は国際調査の場合と同様に行われる

IPEAにおける異議申立て手続 (規則 68.3) (1)

- 出願人が異議申立てに基づく追加手数料を支払う場合、IPEA は追加の発明について国際予備審査を実施し、同時に、追加手数料の支払の求めを検査する
- IPEA によっては、異議申立て手数料の支払いを条件に検査を行う
- 検査により、IPEA が異議を正当と認めた場合には、追加審査手数料の全額又は一部を払い戻す； IPEA が異議を完全に正当と認めた場合のみ、異議申立て手数料を払い戻す

IPEAにおける異議申立手続 (規則 68.3) (2)

- 検査により、IPEA が求めを正当と認めた場合、異議は拒絶され、出願人に詳細な拒絶の理由を通知する
- 出願人は、異議の内容及びその決定を国際予備審査報告の附属書類として選択官庁に通知することを請求することができる (注意: 選択官庁は出願人がその翻訳文を提出することを請求することができる)

JA
Presentation-239
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 国際事務局の役割

PCT における一般的任務 (1)

- PCT 制度の国際的調整
- 締約国 (すでに PCT に加盟している国又は加盟に関心を示している国) 及びその国内/広域官庁への支援
 - PCT を国内法令に組み入れる方法に関する助言
 - PCT 出願を取り扱うための、受理官庁の研修を含む、内部手続を構築する方法に関する助言

PCT における一般的任務 (2)

- PCT 制度に関する情報の普及
 - PCT 出願人の手引
 - PCT Newsletter
 - 公示 (PCT公報)
 - メーリングリスト
 - ト等
 - PCT 関連資料ウェブサイト
- PCT セミナー及び研修コース
- 全ての締約国の出願人のための受理官庁

国際出願に関する任務 (1)

- 国際出願の記録原本に対する様式要件の二度目の検査
- 国際出願の公開
- 19条補正の受理及び公開
- 指定官庁に対する、国際出願、国際調査報告及び関係する書類の写しの送達

国際出願に関する任務 (2)

- 規則 92の2に基づく、出願人、発明者及び代理人に関する表示の変更の記録
- 補充国際調査 (SIS) の請求書及び手数料の受理
- SIS の請求書の関連する SISA の送付
- 国際予備審査請求書の様式要件の二度目の検査

国際出願に関する任務 (3)

- 特許性に関する国際予備報告（第 I 章又は第 II 章）のDO/EOへの送達
- 発明の名称及び要約の翻訳（英語及び仏語）、国際調査報告の翻訳（英語、必要な場合）、特許性に関する国際予備報告（第 I 章又は第 II 章）の翻訳（英語、必要な場合）

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-245
14.04.2025

■ 国際公開



国際公開 (第21条及び規則 48) (1)

■ いつ?

優先日から18ヶ月経過後速やかにインターネットにて
(<https://patentscope.wipo.int>)

■ 公開言語:

- アラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、又はスペイン語
- 発明の名称、要約及び調査報告は常に英文も含む

■ 国際公開の内容

常に:

- 書誌事項と要約とを含む表紙
- 明細書、請求の範囲、及び図面 (ある場合)
- 国際調査報告

国際公開 (第21条及び規則 48) (2)

該当する場合:

- 第19条に基づく請求の範囲の補正 (及び説明)
- 規則 4.17に規定する申立て (規則 48.2(a)(x))
- 規則 13の2に基づいて提出された寄託された生物材料に関する情報 (規則 48.2(a)(viii))
- 優先権の回復の請求に関する情報 (規則 48.2(a)(xi))
- 公開後に受理された、許可された明らかな誤記の訂正に関する陳述 (規則 48.2(i))
- 行われなかつたものとみなされた優先権の主張に関する情報 (規則 26の2.2(d))

国際公開 (第21条及び規則 48) (3)

出願人の要請により*:

- 出願人が優先権の主張の補充又は追加を希望しているが、規則 26の2.1(a) に規定する期間が満了している場合に、当該事項に関する情報 (規則 26の2.2(e))
- 拒否された明白な誤記の訂正のための請求 (規則 91.3(d))

* 適用される手数料については、PCT 出願人の手引 附属書 B2/IB を参照

国際公開 (第21条及び規則 48) (4)

国際公開からの特定情報の省略 (規則 48.2)

IB に対する、出願人による理由を示した請求

- 差替え用紙、及び差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡の添付

規則48.2に基づく請求の期限:

- 国際公開の技術的な準備が完了する前

公開の対象から省略され得る情報

- 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資されること
- 当該情報の公開により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
- 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと

国際公開 (第21条及び規則 48) (5)

国際公開からの特定情報の省略 (規則 48.2) (続き)

- RO、ISA、SISA 又は IB は、規則 48.2に基づき国際公開からの省略が適切であると認める情報について出願人の注意を喚起するとともに、規則 48.2に基づく請求をするよう示唆することができる
- IB が規則 48.2に基づく請求を認めた場合、IB は当該情報を保有する全ての官庁、機関に対し、当該情報へのアクセスを認めないよう通知する

公開された国際出願の送達 (第20条及び規則 47)

- 公開された国際出願の紙の写しは請求によってのみ出願人に送付される
- 国際事務局から指定官庁に送達される
- 指定官庁に国際出願の送達が行われた旨の通知は、出願が指定官庁により受領された証拠となる
(規則 47.1(c)の2)、様式 PCT/IB/308 (最初の通知)：修正された第22条(1)を未だ適用していない指定官庁が対象、
様式 PCT/IB/308 (2回目の補足的通知)：全ての指定官庁を対象)

早期の国際公開 (第21条(2)(b)及び規則 48.4(a))

- 出願人の明示の請求により
- 国際調査報告が利用できる場合、無料
- 国際調査報告がまだ利用できない場合の手数料については、
PCT出願人の手引 国際段階、一般情報 (附属書B2/IB) を参照

JA
Presentation-253
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

公開の形式

- 公開された国際出願は、以下のサイトから利用可能
<https://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf>
- 公示（PCT公報）は、以下のサイトから利用可能
www.wipo.int/pct/en/official_notices

JA
Presentation-254
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際公開の頻度

- 国際出願の国際公開及び PCT 公報の発行は、毎週木曜日に行われている
 - ただし、その木曜日が国際事務局の閉庁日（例、クリスマス/年始期間の木曜日）の場合を除く
- このような場合、必要に応じて国際事務局に公開日が一つになるか問い合わせると良い（常にではないが、前日の水曜日に振り替えられる可能性がある）

国際公開のための技術的準備

- 国際公開のための技術的準備は、通常の場合、実際の公開日の15日前に完了する

例：国際公開日が2021年1月21日（木）の場合、技術的準備の完了日は2021年1月6日（水）となる

したがって、国際事務局に2021年1月5日（火）に到着したいかなる書類も、国際公開において反映される（例、名称又はあて名の変更、第19条に基づく請求の範囲の補正、国際出願・指定・優先権主張の取下げ）
- 技術的準備は、国際公開日が国際事務局の閉庁日のため「通常の」木曜日でない場合や国際公開日までの15日間に多くの公休日があった場合には、その国際公開日の15日前よりも早く完了する場合がある；迷った場合は、国際事務局に問い合わせるとよい

国際公開の効果

- 公開された PCT 出願は、国際公開日に先行技術となる
(規則 34.1(b)(ii))
- 指定国において公開された国内出願に仮保護が与えられるならば、国際公開によって当該指定国における同一の保護が与えられる
(第29条)
 - 仮保護が与えられるために以下を条件とすることが可能
 - 翻訳文 (請求の範囲のみの場合もある) の提出
 - PCT に基づいて公開された国際出願の写しの指定国による受領、及び/又は、
 - 第21条(2)(b)に基づく早期公開がなされた場合は、優先日から18ヶ月の経過
 - 各国の特別の要件に関する更なる情報については、PCT 出願人の手引 国際段階、一般情報 (附属書B1及びB2) を参照

JA
Presentation-257
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際出願の公開の回避 (規則 90の2.1(c)) (1)

- どのように: 国際出願を取り下げることにより
- いつ: 国際公開の技術的準備の完了前に
- 取下げの通知は:
 - 書面によらなければならない (様式 PCT/IB/372 の利用を推奨)
 - 全ての出願人、又は全ての出願人の代理 (選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により) によって署名され、且つ、
 - 国際公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない

JA
Presentation-258
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際出願の公開の回避 (規則 90の2.1(c)) (2)

- セーフガード: 公開回避に間に合って取下げ通知が国際事務局により受領されることを条件に取下げが可能
- 結果: 国際出願は公開されず、その出願の効力は消滅する

国際出願の公開の延期 (規則 90の2.3(d) 及び (e)) (1)

- どのように: (最先の) 優先権主張を取り下すことにより
- いつ: 国際公開の技術的準備の完了前に
- 取下げの通知は:
 - 書面によらなければならない (様式 PCT/IB/372 の利用を推奨)
 - 全ての出願人、又は全ての出願人の代理 (選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により) によって署名され、且つ、
 - 国際公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない

国際出願の公開の延期 (規則 90の2.3(d) 及び (e)) (2)

- セーフガード: 公開延期に間に合って取下げ通知が国際事務局により受領されることを条件に取下げが可能
- 結果: 優先日に基づいて計算された全ての満了していない期限が、新たな優先日又は国際出願日に基づいて計算される、例えば:
 - 国際公開
 - 予備審査請求の提出
 - 国内段階移行

JA
Presentation-261
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

公開後的一件書類の利用

- 一般原則
- 官庁及び機関が保有する一件書類の利用

一般原則

- 受理官庁 (RO)、国際調査機関 (ISA) 、国際予備審査機関 (IPEA)、指定官庁 (DO)、選択官庁 (EO) 及び国際事務局 (IB) は国際出願に関する一件書類を管理する
- 出願人又は出願人の承諾を得た者はいつでも国際出願の一件書類を利用することができる
- 国際出願は国際公開まで第三者や他の官庁に対し秘密保持される
- DO は、第 I 章の手続に関する限りにおいて、IB の一件書類の文書を利用することができる
- EO は、上記に加えて、特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) の作成の後は IPEA の一件書類を利用することができる

IB が保有する一件書類の利用 (1)

- 国際公開前：出願人又は出願人の承諾を得た者のみ国際出願の一件書類を利用することができる（高度な認証を用いた ePCT サービスの利用を推奨）
- 公開された PCT 国際出願は PATENTSCOPE から利用可能
- 2020年7月1日以降、国際予備審査機関 (IPEA) は、技術的に送付可能となり次第、当該機関の一件書類の中から特定の書類の写し（例えば、見解書、出願人が提出した抗弁又は補正）をIB に送付し、IB は選択官庁に代わって、それらの書類を一般利用可能にする

IB が保有する一件書類の利用 (2)

- 公開後の第三者による IB が保有する一件書類の文書の利用:
 - 2009年1月1日以降に出願された国際出願:
 - PATENTSCOPE で公開後のすべての一件書類が利用可能
 - 1998年7月1日から2009年1月1日までに出願された国際出願:
 - 特定の文書は PATENTSCOPE で利用可能
 - ある文書は紙形式でのみ利用可能であり、費用の支払を条件として利用可能
 - 1998年7月1日までに出願された国際出願:
 - 一件書類の利用は不可

IB が保有する一件書類の利用 (3)

- 制限:
 - IPRP (第 I 章及び第 II 章) の写し及びその翻訳、並びにIPEAが IBに送付した書類は、優先日から30ヶ月以降に PATENTSCOPE で利用可能
 - 利用不可:
 - 純粹な内部文書と官庁間の連絡事項
 - 規則 48.2(l)に基づき公開の対象から省略された情報
 - 規則 94.1(e)に基づき IB が保有する一件書類から省略された情報

IB が保有する一件書類の利用 (4)

- 規則 94.1(e)に基づき公衆による一件書類の利用から特定情報を省略するための要件:
 - IB に対する、出願人による理由を示した請求
 - 差替え用紙、及び差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡の添付 (該当する場合)
 - 規則 94.1に基づく請求の期限: いつでも可能
 - 公衆による一件書類の利用から省略され得る情報
 - 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資されること
 - 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
 - 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと

IB が保有する一件書類の利用 (5)

- 規則 94.1(e)に基づき公衆による一件書類の利用から特定情報を省略するための要件 (続き) :
 - IB は、規則 94.1(e)に基づき公衆による一件書類の利用からの省略が適切であると認める情報について出願人の注意を喚起するとともに、規則 94.1(e)に基づく請求をするよう示唆することができる
 - IB が規則 94.1(e)に基づく請求を認めた場合、IB は当該情報を保有する全ての官庁、機関に対し、当該情報へのアクセスを認めないよう通知する
 - 特定情報を省略するための請求が認められるか否かに関わらず、当該請求のいずれかの部分の書類に含まれるそのような情報を省略するための請求は、IB によって公開されることはない

第三者による IB が保有する 一件書類の利用方法 (1)

■ PATENTSCOPE: <https://patentscope.wipo.int>

- 公開された国際出願、最新の書誌情報データ、特定の文書及び様式が利用可能
- 書類の利用可能性に関する詳細は、「ヘルプ」タブの下の「データ収録範囲」をクリックすることにより閲覧可能

JA
Presentation-269
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

第三者による IB が保有する 一件書類の利用方法 (2)

- pct.infoline@wipo.intへのメール、又は、PCT 法務・ユーザ関連部への FAX * (+41 22) 910 00 30
- 費用の支払を条件として、紙の写しを送付
 - 役務の費用に関する情報は、次のサイトから利用可能:
www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexb2/ax_b_ib.pdf
 - 書類送付と別に請求書を送付

* 注: FAX送信は2018年1月1日以降は推奨されなくなりました

JA
Presentation-270
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

RO/ISA/IPEA が保有する 一件書類の利用 (1)

- 国際公開前: 出願人又は出願人の承諾を得た者のみ RO、ISA 又は IPEA が保有する文書を利用可能
- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り:
 - RO が保有する文書:
 - 第三者は、IB によって公開の対象又は公衆アクセス可能な一件書類から省略された情報を除く、すべての文書を利用可能 (第30条(3))

RO/ISA/IPEA が保有する 一件書類の利用 (2)

- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り:
 - ISA 及び SISA が保有する文書:
 - 第三者は、IB によって公開の対象又は公衆アクセス可能な一件書類から省略された情報を除く、すべての文書を利用可能 (第30条(3))
(見解書及び出願人が提出した非公式コメントは2014年7月1日以降に出願された国際出願において利用可能)

RO/ISA/IPEA が保有する 一件書類の利用 (3)

□ IPEA が保有する文書:

- 選択官庁及び第三者: IPEAの有する一件書類はIBに送付され、選択官庁に代わってそれらを一般利用可能にするが、IB によって公開の対象又は公衆アクセス可能な一件書類から省略された情報はこの利用の対象とはならない

DO/EO が保有する一件書類の利用 (1)

■ 国際公開前: 出願人又は出願人の承諾を得た者のみ DO 又は EO が保有する文書を利用可能

■ 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り:

□ DO が保有する文書:

- DO が国際出願の写しを受理した後、第三者はすべての文書を利用可能 (第30条)

DO/EO が保有する一件書類の利用 (2)

- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り:
 - EO が保有する文書:
 - 1998年7月1日以降に出願された国際出願:
 - EO が国際出願の写しを受領した後、第三者はすべての文書を利用可能 (第30条)
 - 1998年7月1日までに出願された国際出願:
 - 第三者は第 I 章の手続に関するすべての文書を利用可能だが、通常、第 II 章の手続に関する文書は利用可能ではない

JA
Presentation-275
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT に基づく支払手数料

受理官庁 (RO) に対する支払手数料

- 送付手数料
- 国際出願手数料 (IB 向け)
- 調査手数料 (ISA 向け)
- 30枚を超える用紙毎の手数料 (IB 向け)
 - 優先権書類のための手数料
 - 後払手数料
 - 遅延提出手数料 (国際出願の翻訳文)
 - 優先権の回復の請求のための手数料
 - 文書の写しのための手数料

(破線で囲まれた手数料は、特定の状況においてのみ支払う)



国際調査機関 (ISA) に対する支払手数料

- 追加調査手数料
- 異議申立手数料 (該当する場合)
- 文書の写しのための手数料
- 遅延提出手数料 (配列表の提出)

(上記手数料は、特定の状況においてのみ支払う)



国際事務局 (IB) に対する支払手数料

- 早期公開のための手数料 (ISR 作成前)
- 拒否された明白な誤記の訂正の請求の公表のための手数料
- 遅れた優先権の主張の補充/追加の請求の公表のための手数料
- 文書の写しのための手数料
- 補充調査手数料 (SISA 向け)
- 補充調査取扱手数料

(上記手数料は、特定の状況においてのみ支払う)

国際予備審査機関 (IPEA) に対する 支払手数料

- 予備審査手数料
- 取扱手数料 (IB 向け)
 - 後払手数料
 - 追加審査手数料
 - 異議申立手数料 (該当する場合)
 - 文書の写しのための手数料
 - 遅延提出手数料 (配列表の提出)

(破線で囲まれた手数料は、特定の状況においてのみ支払う)

国際段階において支払われない手数料

PCT では、以下についての支払手数料は発生しない:

- 方式上の欠陥の補充のための期間の延長の請求に対する手数料
- クレーム手数料 (国際出願時、又は国際段階中にクレーム (請求項) が追加された場合)
- 特定の通知への遅れた応答に対する手数料 (例、補充又は書面による見解の求め)
- 規則 91に基づく明白な誤記の訂正の請求の提出に対する手数料
- 規則 92の2に基づく出願人、発明者等に関する変更の記録要請に対する手数料

手数料の支払の期限 (1)

■ 第 I 章:

- 送付手数料、国際出願手数料、調査手数料:
RO による国際出願の受理の日から1ヶ月
(規則 14.1(c)、15.4 及び 16.1(f))
- 国際出願が規則 19.4に基づき RO/IB に送付された場合についての特別の規定 (規則 19.4(c))

手数料の支払の期限 (2)

■ 第 II 章:

- 予備審査手数料及び取扱手数料:
IPEA による国際予備審査の請求書の受理の日から1ヶ月又は優先日から22ヶ月の期間のいずれか遅く満了する期間内 (規則 57.3 及び 58.1(b))
- 国際予備審査の請求書が規則 59.3に基づく管轄 IPEA に送付された場合についての特別の規定 (規則 57.3 及び 58.1(b))

手数料の支払に関するセーフガード

- 受理官庁に支払う送付手数料、国際出願手数料、調査手数料に関して (規則 16の2.1(d))
- IPEA に支払う取扱手数料、予備審査手数料に関して (規則 58の 2.1(d))
- 手数料が適用される期間の満了後であるが、当該官庁又は機関による更なるアクションの前に支払われた場合、手数料は適用される期間内に支払われたものとみなす

未払手数料の支払いの求め (第 I 章) (規則 16の2)

- 手数料 (例、送付手数料、調査手数料、国際出願手数料) が適用される期間内に支払われなかつた場合:
 - RO は、求めの日から1ヶ月以内に未払の手数料を支払うよう出願人に求める; 及び、
 - RO は未払の手数料の額の50%の後払手数料を求めることができる (最小: 送付手数料、最大: 国際出願手数料の50%)
- RO は、調査手数料が支払われるまで、調査用写しを ISA に送付しない (規則 23.1(a))
- 手数料が未払いの場合、最終的に:
 - 国際出願は RO により取下げられたものとみなされる

未払手数料の支払いの求め (第 II 章) (規則 58の2)

- 手数料 (例、予備審査手数料、取扱手数料) が適用される期間内に支払われなかつた場合:
 - IPEA は、求めの日から1ヶ月以内に未払の手数料を支払うよう出願人に求める; 及び、
 - IPEA は未払の手数料の額の50%の後払手数料を求めることができる (最小: 取扱手数料、最大: 取扱手数料の2倍)
- 手数料が支払われるまで審査は開始されない (規則 69.1(a)(ii))
- 手数料が未払いの場合、最終的に:

予備審査手数料、取扱手数料、及び該当する場合、後払手数料を賄うために必要な手数料の支払が不足している場合、IPEA は、国際予備審査の請求が提出されなかつたものとみなし、その旨宣言する

受理官庁による手数料の払戻し (規則 15.4 及び 16.2)

- 国際出願日が認められない場合、又は、
国の安全に関する規定により国際出願
が国際出願として取り扱われない場合: 国際出願手数料、調査手数料
- 国際出願が取下げられ、又は、
取下げられたものとみなされた場合:
 - IB への記録原本の送付前: 国際出願手数料
 - ISA への調査用写しの送付前: 調査手数料
- 他の手数料について (例、送付手数料)、又は表示された期間外の場合、
特定の状況において払い戻される手数料もある (管轄官庁・機関に確認
すること)

IPEA による手数料の払戻し

- 取扱手数料 : 全額払戻し (規則 57.4)
 - IPEA が国際予備審査の請求書を IB に送付する前に、国際予備
審査の請求が取り下げられた場合
 - 規則 54.4に基づき、国際予備審査の請求が行われなかつたもの
とみなされた場合
- 予備審査手数料: 状況及び IPEA により、100%を上限とする払戻し
 - 国際予備審査の請求が行われなかつたものとみなされた場合
(規則 58.3)
 - 国際予備審査の開始前に国際予備審査の請求が取り下げられた
場合 (IPEA 及び WIPO の IB との取決め); 詳細は、PCT 出願
人の手引 国際段階、国際予備審査機関 (附属書E) を参照

注意 – 登録手数料についての詐欺的な支払請求

- PCT 出願人及び代理人が、IB 以外の者から PCT に基づく国際出願の手続とは関係のない手数料請求書を受けるケースがある
- そのような請求書においていかなる登録サービスが提供されたとしても、WIPO 又は WIPO による公式出版物とは全く無関係
- 国際公開は、IB によって別途の手数料なしに提供されるものであり (<https://patentscope.wipo.int>)、上記サービスは出願人に新たな価値をもたらすものではない
- このような紛らわしい請求書の例について、次のリンク先のウェブサイトから閲覧可能:
http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

JA
Presentation-289
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT における補正

- 第19条に基づく補正
- 第34条に基づく補正
- 補正の方法
- 国内段階移行の際の補正

第19条に基づく補正 (規則 46) (1)

- 國際調査報告及び ISA の書面による見解の受領後、請求の範囲を1回だけ補正できる
- 補正された請求の範囲は出願時における國際出願の開示の範囲を超えてはならない (第19条(2)) (しかし、この時点ではこの要件を満たすか否かはチェックされない)
- 補正書には説明書を添付することができる (19条(1) 及び規則 46.4)
- 通常の場合、国際調査報告及び ISA 見解書の送付の日から2ヶ月以内に提出されなければならない (規則 46.1)

第19条に基づく補正 (規則 46) (2)

- IB に直接提出する (規則 46.2)
- 一般的に、仮保護の範囲 (適用される場合) をより明確に規定するため用いられる
- 国際出願の一部として出願時における請求の範囲とともに優先日から18ヶ月経過後に公開される (規則 48.2(f))

第34条に基づく補正 (規則 53.9及び66.3乃至66.8) (1)

- 第 II 章に基づく国際予備審査において、明細書、請求の範囲及び図面の補正が可能
- 補正書は以下の時期に提出すべきである
 - 当該補正に基づいた審査のために、国際予備審査請求書とともに（規則 53.9）、又は、
 - 遅くとも国際予備審査請求書の提出期間（規則 54の2.1(a)) が経過する前に
- 注意：審査官がさらなる見解書や報告書の作成を開始した後に補正書が提出された場合は、その補正書を考慮に入れる必要はない（規則 66.4の2）

第34条に基づく補正 (規則 53.9及び66.3乃至66.8) (2)

- 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない（第34条(2)(b)）
- 補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされた場合には、国際予備審査報告はその補正がされなかつたものとして作成され、当該報告にはその旨を表示する
- また、当該報告にはその開示の範囲を超えてされた補正と認める理由を記載する（規則 70.2(c)）

国際段階での補正の種類の比較

第 I 章 (第19条)

- 全ての指定官庁に有効
- 請求の範囲のみ
- ISR 及び ISA 見解書の受領後に提出
- IB に直接提出 (ISAではない)
- IB による方式審査
- IB によって国際出願の一部として公開
- 撤回しない限り IPEA の審査の基礎となる

第 II 章 (第34条)

- 全ての選択官庁に有効
- 明細書、請求の範囲、図面
- 望ましくは国際予備審査請求書とともに、又は IPEAによる審査中に提出
- IPEA に直接提出
- IPEA による方式及び実体審査
- 補正書は IPEAと出願人との間で秘密であり、国際段階では公開されない
- 差替えのない限り IPEAの審査の基礎となる

補正の方法 (規則 46.5及び 66.8)

- 第19条又は第34条に基づいた請求の範囲の補正を行う場合、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない
- 出願人は出願時における国際出願中の補正の根拠を示さなければならぬ、さもなければ、補正がなかったものとして IPRP (第 II 章) が作成される
- 一部の請求の範囲を削除する場合、残りの請求の範囲の再番号付けは要求されない
- 請求する補正の内容を説明する添付書簡が求められる
- 更なる詳細: 実施細則第205号

第19条に基づく補正を含む差替え用紙

- 受理官庁には提出しないこと
- IB に直接提出しなければならない (ePCTの利用が推奨される)
- 明白な誤記の訂正 (規則 91) は19条補正と区別されなければならない、ISA に直接提出する

第34条に基づく補正を含む差替え用紙

- ePCT において国際予備審査請求書を作成する際に提出可能
- もしくは、管轄 IPEA に直接提出しなければならない
- 明白な誤記の訂正 (規則 91) は34条補正と区別されなければならない

国内段階移行の際の補正 (第28条、第41条、規則 52及び78)

- 明細書、請求の範囲及び図面の補正が可能
- 期限 = 通常、国内段階移行の要件を満たしてから少なくとも1ヶ月
(すなわち、第22条又は第39条(1)に基づく期限からではない)
- 各国の国内法令によってはさらに遅い期限を適用
- 指定官庁及び選択官庁ごとに異なる補正が可能
- 通常、国内段階で必要となる請求の範囲に対する手数料は国内段階に
移行したときの有効な請求の範囲の数に基づいて計算される

JA
Presentation-299
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 国内段階への移行

出願人が取りうる国内段階移行の決定

■ 判断

- 国際出願の手続を継続するか中止するか?

■ いつ

- 優先日から30ヶ月の期間の経過前 (31ヶ月又はそれ以上の場合もある)

- 第 I 章に基づく?*
- 第 II 章に基づく?

- 早期国内移行?

■ どこへ (指定/選択官庁に限られる)

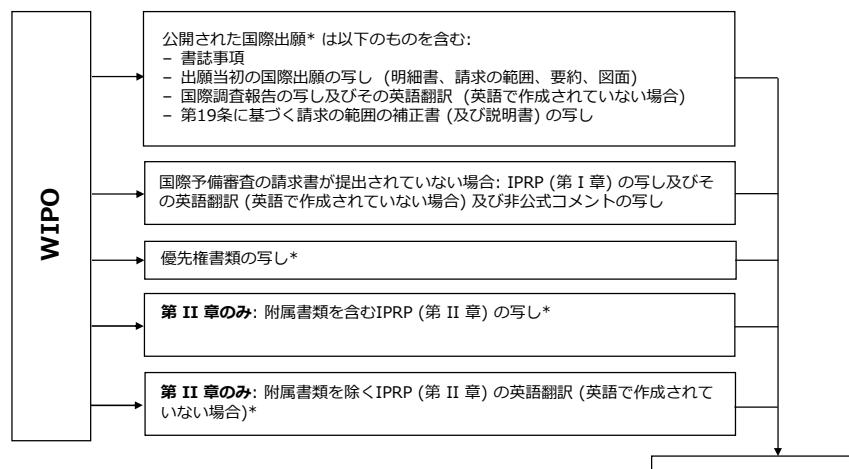
- いずれかの国内官庁
- いずれかの広域官庁

* LU 及び TZ に対しては引き続き20ヶ月の移行期限が適用される

JA
Presentation-301
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際事務局によって行われる行為

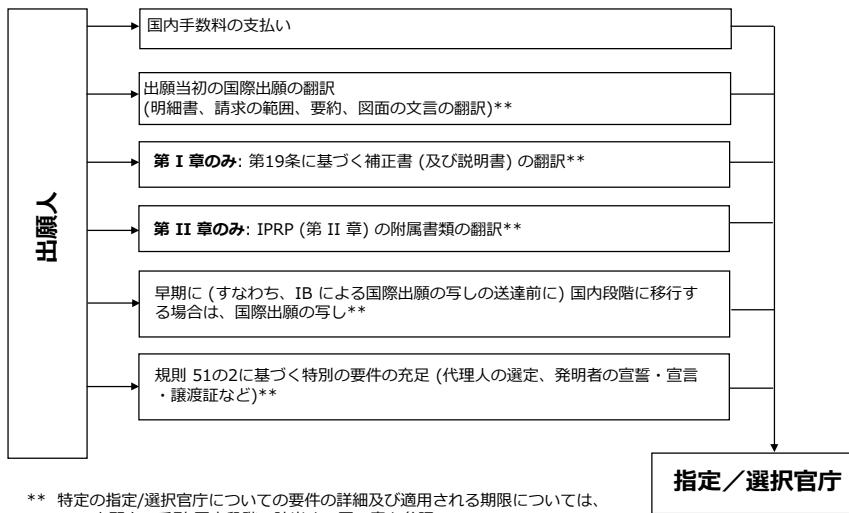


* 写しの送付は、官庁によって、国際段階の間又は国内段階移行後（当該官庁ら
国際事務局への請求に応じて）になされる

JA
Presentation-302
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

出願人によって行われる行為



JA
Presentation-303
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

国内段階移行期限

国際段階における以下の手続の遅延に関係なく期限は適用される:

- 国際調査報告及び ISA の書面による見解の作成の遅延
- 国際予備審査の遅延
- 特許性に関する国際予備報告(第 II 章)の作成の遅延
- 特許性に関する国際予備報告(第 II 章)の翻訳作成の遅延

JA
Presentation-304
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

一般的な国内的要件 (第22条(1) 及び第39(1)(a))

- 要件:
 - 翻訳文 (該当する場合)
 - 国内手数料の支払
 - 特別の状況の場合には、国際出願の写し
- 第22条(1)に規定された期間: 優先日から30ヶ月
 - 追加の期間について、PCT 出願人の手引 国内段階の概要を参照
 - 例外について、以下参照
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html
- 第39条(1)(a)に規定された期間: 優先日から30ヶ月
 - 追加の期間について、PCT 出願人の手引 国内段階の概要を参照

特別な国内的要件 (第27条及び規則 51の2.1)

- 規則 51の2.3に規定された期間:
 - 第22条又は第39条に規定された国内段階移行期限内に、要件が満たされていない場合:
 - DO による求め
 - 当該求めから少なくとも2ヶ月

規則 51の2.1に基づく特別の要件の例 (1)

■ 発明者による宣誓又は宣言 (USのみ):

対応する申立てを国際段階において又は DO/EO に対して直接提出している場合、DO/EO/US は、その申立ての真実性の合理的な疑義がある場合以外に文書や証拠を求めるることはできない

■ 謙渡書類 (優先権や出願に関する):

対応する申立てを国際段階において又は DO/EO に直接提出している場合、DO/EO は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合以外に文書や証拠を求めるることはできない

規則 51の2.1に基づく特別の要件の例 (2)

- 優先権書類の翻訳は次の場合に求めることができる (規則 51の2.1(e)):
 - 優先権の有効性が発明の特許性判断に関連する場合
 - 引用による補充の場合
- 国内代理人の選任及び委任状の提出
- 翻訳又は出願に関する書類の複数部の写しの提出
- 国際出願の認証翻訳文 (翻訳の正確さに合理的な疑義がある場合のみ)

PCT 出願により簡略化された 国内的要件 (1)

■ 優先権書類

- IB が優先権書類の写しを DO/EO に送付しているので、出願人が優先権書類を提出する必要はない
- DO/EO が優先権書類の写しを受領していない場合、IB にその写しを請求しなければならない（出願人には請求しない）

■ 図面

- 図面に翻訳すべき文言が含まれていない場合、DO から出願された図面の写しを要求されることは少ない
- 図面に翻訳すべき文言が含まれている場合、翻訳された文言を含む図面一式を提出する必要がある

PCT 出願により簡略化された 国内的要件 (2)

■ 国際出願の法的な又は認証された翻訳は必要ない

- 単なる翻訳は要求される
 - 一部の官庁（例えば、AU, GB, IN, NZ, SG, ZA）は「検証された（verified）」翻訳を要求している
- 国内段階移行には特別な様式の使用を必要としない（しかし、使用することを強く推奨）

DO/EO への書類の送達 (規則 93の2)

- 送達、通知、通信又はその他の書類の国際事務局から DO/EO への送付は、その官庁による請求によってのみ、且つ、当該官庁が特定する時に行われる
- 多くの DO/EO は、出願人が当該官庁に対して国内段階移行した後にのみ関連する書類の大部分を受領している
- 現在、ほとんど全ての PCT 締約国は公開された国際出願のフルテキストを収録した DVD を受領している

国際事務局による優先権書類の写しの提出 (規則 17.2(a))

- 国際事務局は優先権書類の写しを指定官庁に提供する:
 - 請求に基づいて
 - 出願人が第23条(2)に基づく早期処理の明示の請求を行った場合以外、国際公開後
- ほとんど全ての官庁は出願が当該官庁に対して国内段階移行された後に優先権書類の写しを請求する
- 欧州特許庁のみが全ての優先権書類の写しを体系的に受領している

国内段階移行の準備のための 推奨事項 (1)

- 必要な場合、国際出願の翻訳文の準備のための十分な時間を残す
- 現地代理人に、提出済みの（関連）書類の写しを送付：国際公開公報、国際調査報告及び ISA 見解書、国際予備審査報告、優先権書類；これらの書類は、現地代理人による現地特許庁（国内官庁）への提出が要求されているものではない点に留意

国内段階移行の準備のための 推奨事項 (2)

- 特定の国内法令に基づき適用される追加のクレーム手数料又は他の手数料の支払を避けることを望むのであれば、国内実務に従って、出願及びその補正を準備しておくこと
- いくつかの指定/選択官庁はより長い国内段階移行期限を設定しているが、（管理システム等において）全ての官庁に対して、移行期限の設定を30ヶ月と記録しておくことが望ましい
(www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html 第22条(1)に基づく例外を参照)

覚えておきたいいくつかの助言

- 国内段階移行期限を忘れずに監視する
 - 国際段階の遅延に関係なく適用される
- 当該出願が国内段階に移行予定である、例えば、国内直接出願ではない旨の表示を行う
- 国際出願の翻訳文は正しく、完全なものにしなければならない（主題を追加、及び/又は、削除することはできない）
- 必要な手数料の支払（国内直接出願に適用される額と異なる可能性がある）

DO/EOにおける権利の回復 (規則 49.6) (1)

- 特定のDO/EOにおいて、出願人が第22条又は第39条(1)に基づく国内段階移行期限を徒過した場合に適用される:
 - 期間が遵守されなかつたことが故意でない場合
又は、（官庁の選択により）
 - 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず
期間が遵守されなかつた場合

DO/EOにおける権利の回復 (規則 49.6) (2)

- 出願人は、以下の期限のうちいずれか早く満了する期間内に権利の回復の請求を提出し、国内段階に移行する:
 - 国内段階移行の期限を遵守できなかった理由がなくなった日から2ヶ月、又は、
 - 国内段階移行の期限の満了の日から12ヶ月

DO/EOにおける権利の回復 (規則 49.6) (3)

- さらに長い期間及び/又はさらなる要件が国内法令によって適用される
- さらなる詳細は、PCT 出願人の手引 国内段階の各 DO/EO に関する記載を参照

規則 49.6に基づく権利の回復が適用されない DO/EO

- 国内法令との不適合に関し、規則 49.6(f)に従って通知がなされた官庁：

CA カナダ	LV ラトビア
CN 中国	MX メキシコ
DE ドイツ	NZ ニュージーランド
IN インド	PH フィリピン
KR 大韓民国	PL ポーランド

- これら官庁に適用される国内法令は、別の形態で権利の喪失に対する保護規定を用意している可能性がある - 詳細は、PCT 出願人の手引 国内段階の各 DO/EO に関する記載を参照

権利の喪失の保護に関する追加のケース

- 規則 49.6に基づく（最小限の）保護以外：期間が遵守されなかつたことによる遅滞についての指定/選択官庁の許容（第48条及び規則 82の2）
- RO 又は IB による誤りの指定/選択官庁による訂正（規則 82の3）
- 指定/選択官庁による再検査、及び、指定/選択官庁に対する訂正の機会（第24条(2)、第25条、第26条、第39条(3)、第48条、規則 82の2、規則 82の3）



■ 取下げ

第Ⅰ章における取下げ(1) (第24条(1)(i) 及び規則 90の2)

■ 対象は?

- 国際出願、指定(保護の特定の種別も)、優先権の主張

■ いつ?

- 優先日から30ヶ月の期間の満了前

■ どのように?

- 全ての出願人、その代理人、又は選任された共通の代表者によって署名された取下げ通知(様式PCT/IB/372の利用を推奨)をRO又はIBに提出

第 I 章における取下げ (2) (第24条(1)(i) 及び規則 90の2)

■ 効果:

- RO 又は IB の受領時に取下げの効力を生じる
- 国内段階手続又は審査が既に開始されている場合、指定官庁において取下げの効力は生じない
- 國際出願又は指定の取下げは:
 - 該当する指定官庁における手続が終了し、その國の国内出願の取下げと同様の結果となる
 - 國際公開の技術的準備の完了前に国際事務局が取下げの通知を受理した場合、国際公開されない（公開回避のために間に合った場合に取下げがなされることを条件とすることができる）
- 優先権の主張の取下げ: 取下げの結果、優先日に変更が生じる場合、まだ満了していない期間は変更された優先日から起算する

第 II 章における取下げ (1) (第37条及び規則 90の2)

■ 対象は?

- 國際出願、指定、國際予備審査請求、選択、優先権の主張

■ いつ?

- 優先日から30ヶ月の期間の満了前

■ どのように?

- 全ての出願人、その代理人、又は選任された共通の代表者によって署名された取下げ通知（様式PCT/IB/372の利用）を次の官庁・機関に提出:
 - 國際出願又は優先権の主張の取下げの場合、RO、IB 又は IPEA
 - 國際予備審査請求又は選択の取下げの場合、IB

第 II 章における取下げ (2) (第37条及び規則 90の2)

■ 効果:

- 該当する機関 (前ページ参照) の受領時に取下げの効力を生じる
- 国内段階手続又は審査が既に開始されている場合、DO/EO において取下げの効力は生じない
- 国際予備審査請求又は選択の取下げ: 第 I 章の国内移行の期間の満了後の取下げは、該当する国について国際出願が取下げられたものとみなされる
- 優先権の主張の取下げ: 取下げの結果、優先日に変更が生じる場合、まだ満了していない期間は変更された優先日から起算する

JA
Presentation-325
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 生物材料の寄託及び配列表に関する要件

微生物に係る発明

完全な開示要件を満たすための試料の寄託：

- 多くの国内法令においては、特許出願において公衆に利用可能にならない生物材料への言及がなされる場合、当該材料の試料を公認の微生物株保存機関に寄託することが要求されている

特許手続上の微生物寄託の国際承認に関するブダペスト条約
(ブダペスト条約)

- ブタペスト条約の基づき、国際寄託当局 (IDA)への寄託の締結国による承認を提供

IDAは、PCT出願人の手引の附属書Lに記載された全てのPCT締結国によって、当該国がブタペスト条約の締結国であるか否かにかかわらず、承認される

寄託すべき時期

多くの官庁が、PCT出願の出願日前に寄託が行われていることを要求している

なお、寄託の遅れは、優先日から12ヶ月の期間の満了後に優先権主張を伴う PCT 出願を行う弁明にはならない (優先権の回復は機能しない)

官庁によっては、PCT 出願が優先権主張を伴う場合、当該優先権出願の出願日前に寄託が行われていること、及び、当該優先権出願においても寄託された生物材料への言及がなされていることが、要求される(例、BY, CN, US)

PCT出願における寄託された生物材料への言及(規則13の2)

指定国の国内法令によって要求されている場合のみ、PCT出願において要求される(通常は発明の完全な開示に必要)

PCT出願人の手引の「生物材料の寄託」(附属書L)には、生物材料寄託に関する規定を含む国内法令を有する指定国の要件についての情報が含まれており、当該寄託された生物材料について、いつ・どのように言及すべきかについて記載されている

JA
Presentation-329
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

寄託された生物材料への言及における表示の届出の期限(規則13の2.4)

出願時における国際出願の一部として(明細書に): 規則13の2.3(a)(i)から(iv)に従って言及

優先日から16ヶ月以内、又は、国際公開のための技術的準備の完了日前: 国際出願の一部ではない寄託生物材料に関するさらなる言及

早期国際公開の請求の場合: 国際公開のための技術的準備の完了日前

JA
Presentation-330
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

明細書における寄託された生物材料への言及

PCT規則13の2.3に従い、言及には次の事項を表示する：

- 寄託対象である寄託機関の名称及びあて名
- 当該寄託機関に生物材料を寄託した日付
- 当該寄託機関が寄託について付した受託番号
- 生物材料の特徴に関する関連情報

通常、明細書の最初の段落に含まれている

代わりに、様式PCT/RO/134をこの目的で利用することが可能であり、明細書の用紙として番号が付される

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-331
14.04.2025

明細書以外で寄託された生物材料への言及を行う方法

“expert solution”（専門家のみへの試料の分譲）に関する陳述

出願人が寄託者でない場合、出願人が生物材料への言及、及び公衆に利用可能とする権利を有することについての寄託者による陳述

様式BP/4：IDAによる受理の確認

様式BP/9：生存陳述書

上記の書類は全て、IBによって国際出願と共に公開される

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-332
14.04.2025

“expert solution”（規則13の2.6）

特定の指定官庁において、出願人は、請求人により推薦された専門家へのみ試料分譲されることを請求する権限を有する

様式PCT/RO/134には、そのような表記を行うためのスペースが設けられている

当該請求は、国際公開の技術的準備が完了する前にIBに到達していなければならない

また、官庁によっては、国際公開前に当該官庁に直接通知することを、出願人に要求している（例、DO/AU、DO/DE、DO/DK）

出願人と試料の寄託者が異なる者である場合

この場合、DO/GB、及び、DO/EP は次の陳述書を要求している

- 優先日から 16 ヶ月以内又は国際公開の技術的準備が完了する前に、
- 寄託者の氏名（名称）及びあて名を言及に含めるとともに、
- 寄託者が出願において寄託された生物材料への言及を行う権限を出願人に与えており、寄託された材料が公に入手可能となる旨の留保不能かつ撤回不能な同意を出願人に与えていることを特定した陳述書

上記手続を怠った場合、出願は、不十分な開示を理由として、国内段階で拒絶される可能性がある

規則 13の2によって対象とされる言及の種類

ブダペスト条約に基づく寄託への言及のみ、PCT規則13の2に基づく生物材料への言及として取り扱われる

欧州共同体植物品種庁によって発行された植物品種権の登録の証明書は、ブダペスト条約及び規則 13の2の対象とはならない

規則 13の2に基づく生物材料以外への言及は国際出願の一部として公開されないが、PATENTSCOPE 上の「国際事務局において保管されている関連書類」で利用可能

ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表の表示 (1)

関連規定 :

- PCT規則5.2および49.5(a)2)
- 実施細則第208号及び附属書C

国際出願が配列表に含まれることが要求される開示ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列を含む場合、明細書はWIPO標準ST.26に準拠した配列表部分を含まなければならない（2022年7月1日より前に出願された出願には、WIPO標準ST.25が適用される）

スクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表の表示(2)

正しいフォーマット(XML)で提出されたものだけが、明細書の配列表部分として認められる

電子出願の場合 :

- 配列表を含んだ別のXMLファイルで提出

紙出願の場合 :

- XML形式の配列表を含む物理的媒体を提出

受理官庁(RO)は、ファイル形式(XML)が正しいか否かの確認だけを行う

標準に準拠した配列表であれば、国際段階の全てのRO、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)、及び国内段階の全ての指定官庁／選択官庁で受理されなければならない

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-337
14.04.2025

ST.26の適用対象

2022年7月1日以降の出願日を有する全ての特許出願が、ST.26の適用対象となる :

優先日は基準ではない !



*ST.26の附属書VIIの推奨例 (recommendations) を参照

2022年6月30日以前の出願日を有する出願には、今後もST.25が適用される :



WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-338
14.04.2025

配列表の言語要件(規則12)

言語依存フリーテキストのみが対象となる
どのROであるかによって、どの言語が認められるかが決まる

- 出願本体の言語と異なる場合がある
- 國際事務局(IB)がROの場合には、あらゆる言語が認められる

ROは、2以上の言語を認める場合がある：

- 英語+別の言語

ROとしてのIBへの送付については、規則19.4に基づく

配列表を後から提出する場合

明細書の配列表部分（規則5.2(a)）

- 引用による補充
- 國際出願の補充（20.5(a)(i)）又は國際出願の訂正（規則20.5の2(a)(i)）
 - → 國際出願日が変更になる

調査目的だけの提出（規則13の3）？

調査目的の配列表（規則13の3.1）（1）

- 国際機関は、出願人に、標準に準拠した配列表を、下記に従って提出するよう求める場合がある：
 - ISAが認める言語で、
 - 当初の開示を超えない内容であることを述べた陳述書、および
 - 遅延提出手数料とともに
- 標準に準拠した配列表を出願人が提出しなかった場合、ISAは、配列表なしで有意義な調査を行うことのできる範囲のみを調査対象としてよい

調査目的の配列表（規則13の3.1） (2)

- 調査用に提出された配列表（規則13の3）は、国際出願の一部を構成するものではない
- ISAは、規則13の3の下での配列表を国際事務局に転送し、PATENTSCOPEで閲覧することができる状態にする

国際公開

明細書の配列表部分は、XML形式の別ファイルとして公開される

PCT出願人向けにPATENTSCOPEに配列表のリーダー（読み出）機能を導入

国内段階での要件 (規則13の3.3および49.5(a)の2)

指定官庁 (DO) や選択官庁 (EO) は、WIPO標準ST.26に準拠した配列表以外の配列表は要求しない

官庁は、配列表に含まれるフリーテキストの翻訳文を提出するよう要求する場合がある：

- 配列表に含まれるフリーテキスト用の言語として官庁が認める言語の翻訳文で
- さらに、データベースプロバイダから要望された場合には、英語の翻訳文で

WIPO Sequence ソフトウェア

WIPO Sequence (ユーザ向け)

- WIPO開発の無料デスクトップツールであり、
ST.26に準拠した配列表の作成、検証及び出力を
支援します。
- www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html
- 上記のページから最新情報を確認できます。

出願前に必ず配列表を検証することを忘れないでください！

JA
Presentation-345
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

■
国際出願の手続上の
救済措置 (セーフガード)



手続上のセーフガード (1)

- 非管轄受理官庁による受理官庁としての国際事務局への国際出願の送付 (規則19.4)
- 欠陥の補充の求め (方式上の欠陥、優先権主張)
- 受理官庁による期間の延長 (手数料の支払、優先権主張の補正及び/又は追加の場合を除く)
- 未払又は不足の手数料についての支払の求め (規則16の2、規則58の2)
- 引用による補充 (規則20)

手続上のセーフガード (2)

- 優先権の回復 (規則26の2.3、規則49の3)
- 明白な誤記の訂正 (規則91)
- 公開の回避を目的とした出願の取下げ
- 出願の公開の遅延及び/又は国内移行期限の延期を目的とした優先権主張の取下げ
- 文書又は手数料が到達すべき期間の末日が国内官庁又は機関の就業日でない日又は法定の休日に当たる場合における当該期間の延長 (規則80.5)
 - 官庁・機関の閉庁日 (WIPOウェブサイトに掲載) :
<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

手続上のセーフガード (3)

出願人に発送された郵便の遅延:「7日ルール」(規則80.6)

出願人が発送した郵便物の遅延又は亡失:「5日ルール」、書留航
空郵便及び運送事業機関 (規則82.1)

所定の期間内に国内段階移行を行わなかった場合の権利の回復 (規則49.6)

期間が遵守されなかつたことによる遅滞についての指定/選択官庁による許容 (48条、規則82の2)

指定/選択官庁によるRO又はIBの誤りの訂正 (規則82の3)

指定/選択官庁による検査 (24条、25条、26条)

手続上のセーフガード (4)

不可抗力によりRO、ISA、SISA、IPEA又はIBに対する期間が遵守されなかつたことによる遅滞の許容 (規則82の4.1)

- 該当する機関は、以下に関する証拠が十分であると認められる場合には、規則上の期間の不遵守による遅滞を許容する
 - 戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、感染症の流行、電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由により期間が遵守できなかつた場合であつて、
 - 当該期間の満了後6ヶ月以内に上記事由を示す証拠が提出された場合
- 該当する機関は、期間の不遵守による遅滞を正当化する特別な事象の発生について認識している場合には、必要な証拠の提出を免除することができる
 - 各機関は、免除措置の条件の設定・公表を行う
 - 条件を満たす場合には、出願人は証拠を提出する必要なし。遅滞の許容を請求して、当該遅滞が免除措置の対象となる旨を陳述すればよい

手続上のセーフガード (5)

不可抗力によりRO、ISA、SISA、IPEA又はIBに対する期間が遵守されなかつたことによる遅滞の許容 (規則82の4.1) (続)

- 本規則は、以下の期間には適用されない
 - パリ条約に基づく12ヶ月の優先期間
 - 国内段階移行期限
- すでに国内段階が開始されている指定官庁においては、遅滞の許容を考慮する必要はない

手続上のセーフガード (6)

官庁が認める電子的通信手段の不通により期間が遵守されなかつたことによる遅滞の許容 (規則82の4.2)

- 予測不能なサービス停止又は予定されたメンテナンス等、各官庁が認める電子的通信手段の不通により期間が遵守されなかつた遅滞を、当該官庁が許容することを認める
- 本規則は、以下の期間には適用されない
 - パリ条約に基づく12ヶ月の優先期間
 - 国内段階移行期限
- すでに国内段階が開始されている指定官庁においては、遅滞の許容を考慮する必要はない

手続上のセーフガード (7)

規則82の4.2に定める期間不遵守による遅滞を許容するRO、ISA、IPEA及びIBに関する情報は、IBによってPCT公報に公表される

- 国際事務局 (RO/IBを含む) での期間の不遵守による遅滞は、ePCTシステム又はPCT緊急用アップロードサービスが国際事務局の特定の就業日において最低1時間継続して不通となった場合に許容される可能性がある。その場合、出願人は以下の要件を満たす必要がある。
 - 上記事由によって期間を遵守できなかったことを示して遅滞の許容を請求すること
 - 遅滞した行為を、ePCT又はPCT緊急用アップロードサービスが回復した後のIBの翌就業日に行うこと

手続上のセーフガード (8)

RO、ISA、SISA、IPEA又はIBは、以下に関する証拠が十分であると当該機関が認める場合に、規則上の期間の不遵守による遅滞を許容する

- 出願人が、当該機関が認める電子的通信手段のいずれかの不通により期間を遵守できなかったことを示して、遅滞の許容を請求し、且つ
- 当該機関において、前述の電子的通信手段が出願人がアクセスを試みたときに不通であったことを認め、且つ
- 遅滞した行為が、前述の電子的通信手段が回復した後の翌就業日に行われたこと

電子的通信手段の不通 (予測不能なサービス停止または予定されたメンテナンス) が生じた場合、当該機関は

- 不通が生じた期間を含む不通についての情報を公表する
- 不通をIBに通知し、IBはその情報をPCT公報で公表する

手続上のセーフガード (9)

全般的な混乱に起因する各機関による期間の延長 (規則82の4.3)

- 以下の場合において、規則82の4.1 (a) に掲げる事象による全般的な混乱に起因して期間の不遵守による遅滞が発生する場合に、機関は、延長期間を設定することができる
 - 当該機関の業務に影響を及ぼす場合であって、
 - これにより当事者が当該機関に対する行為を行うことが妨げられる場合
- 延長期間は、2ヶ月を超えないものとする
- 全般的な混乱が継続する場合には追加の延長を設定することができる (最長で2ヶ月)
- 当該機関は、延長期間又は追加の延長期間の日付を公表するとともに、国際事務局にその旨を通知する
- IBは、その情報を公報で公表する

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-356
14.04.2025

手続上のセーフガード (10)

全般的な混乱に起因する期間の延長 (規則82の4.3) (続)

- 該当する機関において係属中の期間は、当該機関が公表した決定に従って自動的に延長される
- 本規則は、以下の期間には適用されない
 - パリ条約に基づく12ヶ月の優先期間
 - 国内段階移行期限
- すでに国内段階が開始されている指定官庁においては、遅滞の許容を考慮する必要はない

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-356
14.04.2025



■ 2024年7月1日発効のPCT規則改正

2024年7月1日発効のPCT規則改正 (1)

PCT規則26.3及び規則29.1の変更、並びに
規則26.3の3(e) の新設: 複数の言語を含む国際出願

- 明細書及び/又は請求の範囲に複数の言語を含む国際出願において、使用されている言語がすべて受理官庁が認める言語であった場合には、国際出願日が維持されることを意図
- 受理官庁は、関連する請求の範囲及び/又は明細書(の全部又は一部)につき、当該国際出願が国際公開される言語であり、かつ、当該国際出願の国際調査機関が認める言語である単一言語への翻訳文の提出を求める
- 使用されているすべての言語を受理官庁が認めない場合は、当該受理官庁は規則19.4に基づき、当該国際出願を受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に送付する
- 受理官庁は、言語の違いによる影響を受けない用語や、転写もしくは専門用語の翻訳、又は翻訳技術に関連した発明に関する場合は柔軟に除外できる

2024年7月1日発効のPCT規則改正 (2)

- 要約又は図面の文言に複数の言語が含まれている場合に関しては、すでに規定が設けられている（規則26.3の3(a)）
- 上記の規則改正は、2024年7月1日に発効し、同日以降に出願された国際出願に適用する

JA
Presentation-359
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

2025年7月1日発効のPCT規則改正

2025年7月1日発効のPCT規則改正 (1)

- 国際出願及び関連書類の提出の媒体
 - PCT規則89の2の変更
 - 國際事務局以外の受理官庁は、紙形式による国際出願を認めないことができる（受理官庁としての国際事務局は紙形式による国際出願の受理を継続する）
 - 受理官庁は、選択肢として、国際出願日の認定や期限の遵守の目的においては国際出願や書類の紙形式での提出を認めつつ、電子形式での2か月以内の再提出を要求することができる
 - 上記の受理官庁の決定と開始日は国際事務局に通知されPCT公報に公開される
 - 発効日: 2025年7月1日
- 国際事務局の通信の言語
 - 規則92の変更
 - 国際事務局が官庁や出願人に連絡する際の言語について、英語又はフランス語以外の言語も使用可能になる
 - 実施細則の変更により段階的に実施

WIPO | PCT
The International
Patent System

2025 rule changes
11-02-2025

2025年7月1日発効のPCT規則改正 (2)

- 複数の言語を含む国際出願に関する追加の事案
 - 規則26.3の3の変更
 - 要約又は図面の文言が、国際出願の公開言語と異なるが国際調査機関が認める言語で出願された場合に、出願人に翻訳文の提出を要求するための法的根拠
 - 発効日: 2025年7月1日

WIPO | PCT
The International
Patent System

2025 rule changes
11-02-2025



■ 2026年1月1日発効のPCT規則改正

2026年1月1日発効のPCT規則改正

- 書面による開示以外の開示も、関連のある先行技術に含める
 - PCT規則33及び64の改訂について合意
今後、PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂が必要
 - 発効日: 2026年1月1日
- PCT最小限資料
 - ISAのタスクフォースによる数年のプロジェクトの結果:
 - PCT最小限資料の特許文献及び非特許文献 (NPL) の最新のリストの作成
 - 国内特許文献を追加する際の基準の推奨
 - 特許文献において提示されるべき、特許データの書誌的事項及びテキスト要素の提案
 - 発効日: 2026年1月1日

WIPO | PCT
The International
Patent System



■ 最近の進展

最近の進展

- 国際事務局との最適な通信手段
- 新しい国際調査機関/国際予備審査機関
- PCT ハイライト
- ライセンシングの利用可能性
- 第三者情報提供
- PATENTSCOPE
- WIPO Pearl
- IP Portal
- PCT Direct
- PCT と PPH
- PCT協働調査及び審査
- WIPO仲裁調停センターの手数料減額

IBとの最適な通信手段 (1)

RO/IBに新たな出願を提出するには:

- 出願人は ePCT を使用する (**推奨**)
- ePCTが利用不可能な場合、「ePCTビジネス・コンティニュイティ・サービス」から国際出願及び中間書類をアップロードすることも可能
(<https://pctcs.wipo.int> 参照)

IBとの最適な通信手段 (2)

出願後の書類を IB 又は RO/IB に提出するには:

- 出願人は ePCT を使う (**推奨**);
- ePCT が利用不可能な場合、出願人は「ePCTビジネス・コンティニュイティ・サービス」を使うことができる

緊急時に IB から様式や通信を受け取るには:

- ePCT から出願のファイルにアクセスする (高度な認証方法)
(推奨)
- IB が様式や通信を電子メールで送付するよう承認する (望ましくは「電子メールのみ」)
- 2020年1月1日以降、緊急時の通信のFAXでの送付は行われていない

IBとの最適な通信手段 (3)

IB は、以下の理由から通信手段としての FAX の利用を強く非推奨:

- FAX 送信の技術的な信頼性の欠如
- 送信の失敗及び/又は視認性の問題は常に出願人の責任となる (規則 92.4(c))
- 出願人側で FAX 送信が成功した旨のレポートが得られても、送信が成功したことの証拠にならない

上記にもかかわらず、2020年1月1日以降、電子的に文書を提出することが技術的に困難な出願人のための更なる安全措置として、IB は限定された FAX サービスの運用を継続している

- PCT で継続される 2 つの FAX 番号は、PCT ウェブサイトに掲載 (https://www.wipo.int/pct/ja/#_contact)
- 出願人は、IB の通常業務時間内にFAX を送信する前に、出願の「担当官 (権限のある職員)」に連絡することが勧められる (若しくは時間外であれば留守番電話にメッセージを残す)

新しい国際調査機関/国際予備審査機関

- 現在25のPCT官庁が国際調査機関/国際予備審査機関として活動しています
- フィリピン知的財産庁 (IPOPHL)
- ヨーラシア特許機構 (AM、AZ、BY、KZ、KG、RU、TJ、TM)
- サウジ知的財産機関 (SAIP) (2024年8月1日から活動開始)

PCT ハイライト

- PCT 制度の最新、及び今後の動向についての主な要点をまとめ、より詳細な情報、データベース、動画などへのリンクを提供
- 特に経営層や弁理士を対象
- PCT ハイライトのメーリングリストに登録すれば更新のお知らせを受信可能
- <http://www.wipo.int/pct/en/highlights/index.html>

ライセンシングの利用可能性 (1)

- 自身の国際出願に関するライセンシングに関心のある出願人は、国際事務局に対して、この情報を PATENTSCOPE で表示するよう請求することが可能:
 - どのように? 出願人は「ライセンシングによる利用可能性の表示請求」を ePCT の “アクション” 機能を利用して IB に提出
 - もしくは、様式 PCT/IB/382 を利用可能
 - いつ? 出願時、又は、優先日から30ヶ月以内
 - 無料
 - 出願人はライセンシングによる利用可能性の表示請求を重複して提出可能、又は、すでに提出された請求を更新することが可能 (優先日から30ヶ月以内)

ライセンシングの利用可能性 (2)

- ライセンシングによる利用可能性の表示は国際出願の国際公開後に公衆に利用可能
- ライセンシングによる利用可能性の表示は、PATENTSCOPE の「書誌情報」タブにおいて、提出された請求にリンク付けされ閲覧可能
- PATENTSCOPE でライセンシングによる利用可能性の表示を含む国際出願を検索可能
- 「書誌情報」タブに示されたライセンシングによる利用可能性の表示は、出願人によって、優先日から30ヶ月以降であっても、いつでも取り消すことが可能

第三者情報提供 – 主な特徴

- 第三者は新規性及び進歩性に関する先行技術文献を提出可能
- ePCT を用いたウェブ上のシステム、又は PATENTSCOPE 上のウェブフォームを用いる
- 無料
- 提出期限は優先日から28ヶ月まで
- 出願人は優先日から30ヶ月まで情報提供に対する反論を提出可能
- 匿名による第三者情報提供が可能
- 第三者が提供した文献は、PATENTSCOPE で閲覧可能とはならないが、国際機関や国内官庁は利用可能

第三者情報提供 – IB の役割

- スパムのチェック
- 情報提供を受けた出願人への通知
- PATENTSCOPE で提供情報を利用可能にする
- 提供情報、引用文献、出願人の反論を国際機関、指定官庁に送付する
- 2012年7月からサービス開始

JA
Presentation-375
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PATENTSCOPE

- 公開10言語 (+モバイルバージョン) でのインターフェースが利用可能
- “書類”タブに、新たな“調査及び審査関連書類”セクションが含まれる
- 65ヶ国以上の国内段階移行情報
- 55以上の検索可能な国内及び広域特許コレクションへのアクセス
- https を介しての PATENTSCOPE への安全なアクセス
- WIPO 翻訳
 - 高度に技術的な特許文献を、一般的な使用方法を厳密に反映した書式と構文で第二言語に変換可能な、ニューラル機械翻訳技術に基づく翻訳ツール
- 多言語検索 (Cross-Lingual Expansion : 多言語への拡張)
 - 1つの言語で用語を入力するだけで、幾つかの言語での用語/連語及び異形/異綴語も検索可能であり、その他の言語での特許文献を検索可能にする当該用語の異形/異綴語や翻訳を提案する

JA
Presentation-375
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO Pearl

- 特許文献で使われている科学技術用語にアクセス可能な多言語の専門用語ポータルサイト
- PCT 全10言語で利用可能
- 科学技術知識の検索と共有を容易にすることで、言語横断的に用語の正確で一貫性のある使用を推奨するのに役立つ
- 全てのコンテンツを信頼性の評価点で検証
- PATENTSCOPE に統合
- 詳細は以下のウェブサイトを参照:
www.wipo.int/wipopearl/search/home.html

JA
Presentation-377
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

IP Portal が2019年9月17日に利用開始



[\(News: Portal\)](https://www.wipo.int/portal/en/news/2019/article_0033.html)

[\(ePCT via Portal\)](https://pct.wipo.int/)

[\(WIPO IP Portal\)](https://ipportal.wipo.int/)

JA
Presentation-344
15-03-2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

“PCT Direct” (1)

新しいサービスの提供

- EPO が2014年11月1日から
- イスラエル特許庁が2015年4月1日から
- フィンランド特許登録庁が2019年4月1日から
- スペイン特許商標庁 (OEPM) が2020年5月25日から

PCT 手続の間、出願人は同じ官庁により作成された優先基礎出願についての調査報告書で提示された特許性の問題について対処することが可能

ISA に対する手続の効率と質の向上が目的

詳細は関係する官庁のウェブサイトに掲載

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-379
14.04.2025

“PCT Direct” (2)

要件

- 非公式コメントは PCT 出願と共に以下の受理官庁に提出
 - ISA/EP, ISA/ES, ISA/FI 又は ISA/IL を選択した場合は何れの RO でも可
- ISA/EP、 ISA/ES, ISA/FI 又は ISA/IL を選択
- 以下の官庁により調査された先の出願の優先権を主張する PCT出願
 - ISA/EP (最初のEPO出願又は最初の国内出願)¹
 - ISA/ES
 - ISA/FI
 - ISA/IL

様式

- 非公式コメントは PDF 形式の單一文書の “PCT Direct Letter” の形式で提出し、PCT 願書様式 (様式PCT/RO/101) の第 IX 欄の “その他” に “PCT Direct/非公式コメント” と表示

¹ EPO はフランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、イタリア、トルコ、ギリシャ、キプロス、マルタ、サンマリノ、リトアニア、ラトビア及びモナコの国内調査を実施

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-380
14.04.2025

“PCT Direct” (3)

非公式コメントは、

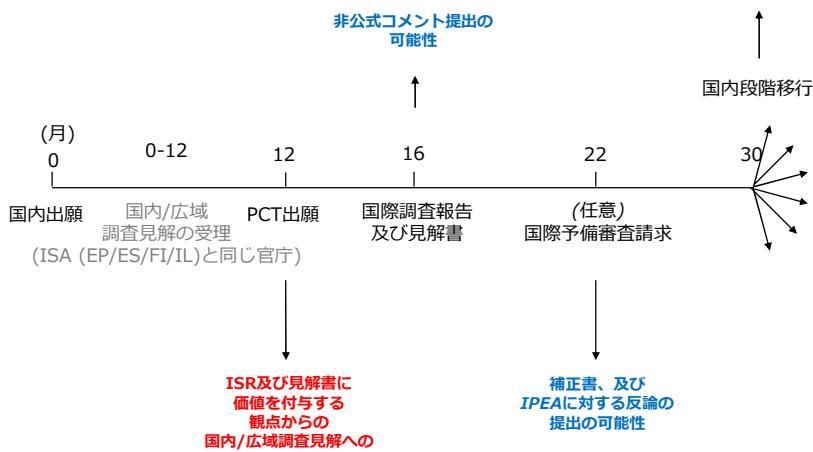
- PCT 出願の請求の範囲の特許性に関する意見
- 出願書類、特に請求の範囲における、先の出願と比較したすべての修正に関する説明を含む（例えば、マークアップの写し）
- 優先基礎出願で作成された調査見解で提示された異議を解決する目的
- PCT 出願の一部ではないが、PATENTSCOPE にて閲覧可能

JA
Presentation-381
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT Direct Concept

補正書の提出、及び
国内法令に応じた
対応の可能性



JA
Presentation-382
14.04.2025

特許審査ハイウェイ (PPH) と PCT

- 国際機関の作成した肯定的な見解 (ISA や IPEA の見解書、IPRP (第 I 章又は第 II 章)) に基づく国内段階での早期審査
- 条件:
 - 少なくとも一つの請求項が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の PCT の基準を満足すると ISA 又は IPEA によって判断され、かつ、
 - 全ての請求項が PCT の基準を満足すると見なされた請求項と十分に対応すること (PCT出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、PCT出願の請求項よりも狭い範囲)
- グローバル PPH と PCT:
 - グローバル PPH 試行プログラムは2014年1月に開始
 - 既存の PPH ネットワークを簡略化する単一の適用要件によりユーザの利便性を向上

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-383
14.04.2025

特許審査ハイウェイ (PPH) と PCT

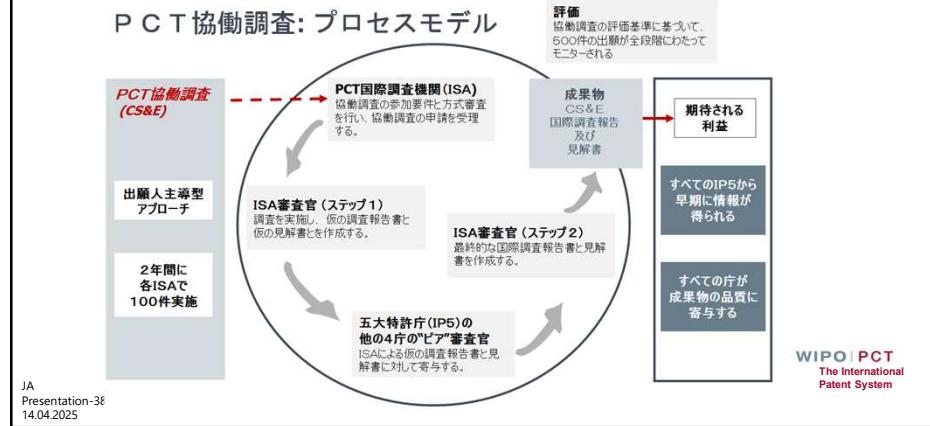
- グローバル PPH は既存の二国間の PPH 協定を補完する
- PCT-PPH に関するウェブサイト:
www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html
- PPH ポータルサイト:
www.jpo.go.jp/ppph-portal/index.htm
- 手続と様式については参加官庁のウェブサイトを参照
- PCT-PPHを利用された際のご意見などを IB にお送りください
pct.legal@wipo.int

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-384
14.04.2025

PCT 協働調査及び審査

- PCT 協働調査及び審査の第3次試行パイロット
- IP5 (五大特許庁) (EPO, USPTO, JPO, CNIPA, KIPO)
- 2年間で1官庁あたり100 件の出願



仲裁調停センター (AMC)

- 当事者間の商業上の紛争処理のための代替手段 (裁判より時間と費用の面で効果的) を提供する独立した公平な機関
- 知的財産やその他の商業上の紛争について、調停、仲裁、専門家による決定といったサービスを提供
- 少なくとも一方の当事者が公開された PCT 国際出願の出願人又は発明者として記載されている場合 (紛争との関係は求められない)、AMC の登録及び実施手数料の25%軽減
- 手数料計算
www.wipo.int/amc/en/calculator/adr.jsp



PCT関連情報及び問い合わせ先

インターネットで利用可能な PCT 関連情報 (1)

PCT 条約、規則

(www.wipo.int/pct/en/texts/)

PCT 実施細則

(www.wipo.int/pct/en/texts/)

PCT 出願人の手引 (毎週更新 (訳者注: 英語版のみ))

(www.wipo.int/pct/guide/en/)

PCT Newsletter (毎月)

(www.wipo.int/pct/en/newslett/)

PCT ハイライト

(<http://www.wipo.int/pct/en/highlights/>)

PCT 条文索引 (PCT 条約、規則、実施細則、様式、PCT の各種ガイドラインへの参照を提供)

(www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf)

公示

(www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

JA
Presentation-388
14.04.2025



インターネットで利用可能な PCT 関連情報 (2)

- PCT 受理官庁ガイドライン
(www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html)
- PCT 国際調査・予備審査ガイドライン
(www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html)
- WIPO 標準
(www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html)
- PCT 最小限資料、特許及び非特許文献
(www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/04-01-01.pdf 及び www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/04-02-01.pdf)
- WIPO 国際事務局と国際調査機関・国際予備審査機関との取決め
(www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-389
14.04.2025

PCT 出願人の手引 (1)

- 無料で利用可能な、定期的に更新される、ウェブベースの公開情報
www.wipo.int/pct/guide/en/ (英語)
www.wipo.int/pct/ja/appguide/ (日本語)
- 詳細な更新情報が無料で毎週送付される電子メールサービス
- 内容:
 - 国際段階
 - 国際出願の作成・提出・手続に関する指示
 - 様式 (願書、国際予備審査の請求書、委任状等)
 - 「附属書」に各締約国、広域官庁、国際機関及び各官庁や機関に関連する情報を掲載

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-390
14.04.2025

PCT 出願人の手引 (2)

■ 内容 (続き):

□ 国内段階

- DO/EO に対して行わなければならない、又は、行うことが可能な全ての行動に関する情報
- 期限
- 手数料
- 国内様式

JA
Presentation-391
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 研修教材

PCT ビデオシリーズ

(<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>)

- PCT 制度の基礎知識から重要な点まで紹介する29の短編ビデオシリーズ (英語版) (訳者注: 日本語字幕付き)

PCT ディスタンスラーニングコース (通信講座) が10の公開言語で利用可能 (訳者注: DL101PCTコースは日本語あり)

([#plus_PCT_101](https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xml&lang=jp&cc=PCT_101))

PCT ウェビナー

(<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>)

- 要請に応じて企業や法律事務所のために PCT に関するウェビナーを無料で提供

さらなる情報は PCT 関連資料ウェブサイトを参照:

www.wipo.int/pct/ja

JA
Presentation-392
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 関連質問の WIPO 問い合わせ先 (1)

PCT インフォメーション・サービス (Infoline)

電話	+41 22 338 83 38
電子メール	pct.infoline@wipo.int
RO/IB に関する問い合わせ	電話 電子メール
	+41 22 338 92 22 ro.ib@wipo.int
PCT 電子サービスヘルプデスク	電話 インターネット 電子メール
	+41 22 338 95 23 www.wipo.int/pct-safe pct.eservices@wipo.int

JA
Presentation-393
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 関連質問の WIPO 問い合わせ先 (2)

Marketing and Distribution Section (PCT関係の出版物)	電話	+41 22 338 96 18
		+41 22 338 99 30
		+41 22 338 95 90
	Fax*	+41 22 740 18 12
オンライン注文	インターネット 電子メール	www.wipo.int/ebookshop publications.mail@wipo.int
WIPO代表番号		+41 22 338 91 11
PCTインターネットサイト	インターネット	www.wipo.int/pct/ja

* 注: FAX 送信は2018年1月1日以降は推奨されなくなりました

JA
Presentation-394
14.04.2025

WIPO | PCT
The International
Patent System

Media | Meetings | Contact Us | My Account | 日本語

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

IP Services Policy Cooperation Knowledge About IP About WIPO

Search WIPO

ホーム > IP サービス > PCT 制度

PCTインフォメーション・サービス

PCTインフォメーション・サービスでは、PCT国際出願の出願手続及び国際段階の手続に関する一般的なご質問にお答えします。PCTの概要については、外国における発明の保護：PCTに関するFAQ [PDF](#) をご参照下さい。

なお、国際出願の個別案件についてのご照会は、PCT事業部へお問合せください。好ましくはePCT 経由（この場合は高度な認証なしでもご利用いただけます）、緊急用アップロードサービス（FAQs）、あるいは、FAX番号 (+41-22) 338 8270 (2019年中に廃止予定) 又は国際事務局から送付されたIB様式に記載されたFAX番号へお送りください。更に、[担当官（Authorized Officer）](#)に直接お問合せ いただけます。

特に以下の質問事項のみに限定するお問い合わせは：

- ・受理官庁としての国際事務局に直接出願した国際出願、又は、
- ・PCT 規則19.4に基づき受理官庁としての国際事務局に転送された国際出願（すなわち、出願が行われた国内（広域）官庁が関連する国際出願の受理を管轄しない場合、出願が当該国内官庁の認める言語で行われなかった場合、又は、当該国内官庁及び国際事務局がその他の理由により当該規則に規定された手続を適用することを合意した場合）

国際事務局のPCT受理プロセッシングセクションまでご連絡下さい（電話 (+41-22) 338 922、FAX: (+41-22) 910 06 10 (2019年中に廃止予定)、Eメール: ro.ib@wipo.int）。国際事務局への直接出願に関するさらなる情報はこちらからご覧いただけます。

PCTインフォメーション・サービスへのお問合せは以下までお願いします。

- ・電話: (+41-22) 338 83 38
- ・FAX: (+41-22) 338 83 39 (2019年中に廃止予定)
- ・Eメール: pct.infoline@wipo.int

電話でのお問合せは、中央ヨーロッパ時間で午前9時から午後6時までです。

ショートカット

- ・ PCT関係の出版物のご注文はWIPO電子ブックショップ(英語版)または下記のMarketing and Dissemination Sectionにお問い合わせください。 publications.mail@wipo.int FAX (+2019年中に廃止予定) (+41-22) 740 18 12.
- ・ 国際事務局の開廷日(英語版)

IP Portal ヘルプ 日本語

WIPO

ホーム > PCT制度 > ePCT

ジュネーブ 2025/03/20 23:15 CET

PCT 出願の担当チームの連絡先の検索

国際出願番号 *
US2017/051003

例:EP1712, IB201712, AU2017123456.

リセット 検索

JA Presentation-396
14.04.2025

WIPO | PCT
The International Patent System

The screenshot shows the WIPO IP Portal ePCT interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'IP Portal', 'ヘルプ', '日本語', and user icons. Below the navigation bar, the URL 'PCT/US2017/051003' is displayed. To the left of the URL, there is a sidebar with contact information for 'Team PCT Operation Team 2': 'Xiaofan Tang', phone number '+41 22 338 74 02', and email 'pct.team2@wipo.int'. On the right side of the main content area, there is a blue button labeled '別の検索を実行' (Perform another search). At the bottom right, the WIPO PCT logo is visible.

PCT/US2017/051003

チーム PCT オペレーション チーム 2
コーディネーター Xiaofan Tang
電話番号 +41 22 338 74 02
電子メール pct.team2@wipo.int

別の検索を実行

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-397
14.04.2025

The screenshot shows the homepage of the PCT Case Law Database. The title 'PCT 判例データベース' is prominently displayed at the top. Below the title, there is a message stating 'テキスト検索可能な PCT 判例データベースが利用可能:' followed by the URL 'www.wipo.int/pctcaselawdb/en'. A section titled '内容:' lists three types of decisions: '国内裁判所の決定', '広域行政機関の決定', and 'IB による要約及び法的参考資料'. Below this, there is a message stating 'コメント、追加事例は、IB 宛に提出可能:' followed by the email address 'pct.legal@wipo.int'. At the bottom right, the WIPO PCT logo is visible.

PCT 判例データベース

テキスト検索可能な PCT 判例データベースが利用可能:
www.wipo.int/pctcaselawdb/en

内容:

- 国内裁判所の決定
- 広域行政機関の決定
- IB による要約及び法的参考資料

コメント、追加事例は、IB 宛に提出可能:
pct.legal@wipo.int

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-397
14.04.2025

PCT 関連資料/情報

PCT に関する一般的な質問については PCT インフォメーションサービスにお問い合わせください:

Telephone: (+41-22) 338 83 38

E-mail: pct.infoline@wipo.int

セミナー/ウェビナー講演者のお問い合わせ先:

Mineko.Mohri@wipo.int

Telephone: (+41-22) 338 7485